

第7次大津町振興総合計画（案）

令和8年（2026年）4月

目次

序論	5
第1章 振興総合計画の策定にあたって	6
1. 計画策定の背景	6
2. 計画の構成	7
第2章 大津町の現況と課題	9
1. 人口減少・少子高齢化への対応	9
2. 産業の活性化	10
3. 快適な生活環境の整備	11
4. 地域ごとの特性への対応	13
5. 持続可能な社会の実現	14
第3章 まちづくりの前提条件	15
1. まちの将来フレーム（人口フレーム）	15
2. 財政の見通し	17
基本構想	18
第1章 基本構想	19
1. 大津町の将来ビジョンと取組姿勢	19
第2章 施策の大綱（政策分野別方針）	20
1. 施策の大綱の体系	20
2. 政策分野別基本方針	21
前期基本計画	23
1. 施策の体系	24
第1章 産業	25
1. 農林業の振興	25
2. 工業の振興	29
3. 商業の振興	32
4. 観光の振興	34
第2章 保健・福祉	37
1. 健康づくりの推進	37
2. こども・子育て支援の充実	40
3. 高齢者福祉の充実	43
4. 障がい福祉の充実	46
5. 地域福祉の充実	48
6. 保険制度の健全な運営	51
第3章 教育・文化・スポーツ	53
1. 家庭教育への支援	53
2. 幼児教育・学校教育の充実	56

3. 生涯学習と生涯スポーツの推進	61
4. 地域の歴史・文化の継承と文化活動の振興	65
第4章 生活環境基盤	67
1. 土地利用政策の推進	67
2. 快適な住環境の確保	70
3. 道路・交通ネットワークの充実	73
4. 環境にやさしいまちづくり	76
5. 交通安全・防犯対策の強化	80
6. 消防・防災・救急体制の充実	83
第5章 町民活動・町政運営	87
1. まちづくり参画と行政との連携	87
2. 健全な行財政の運営	90
3. 人権を尊重する地域社会の形成	95
第3期大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略	98
第1章 第3期大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要	99
1. 大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目的	99
2. 大津町まち・ひと・しごと総合戦略の期間	99
3. 第7次大津町振興総合計画との関係	99
4. 第3期大津町まち・ひと・しごと総合戦略のビジョン	99
第2章 取組の方向性	100

序論

第 1 章 振興総合計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

◆ 大津町振興総合計画とは

大津町振興総合計画は、大津町まちづくり基本条例第 14 条 総合計画を根拠として策定される、町政運営の総合的な指針であり、本町のまちづくりの最上位計画として位置づけられるものです。本計画は、大津町の将来ビジョンの実現に向けて、同条例の理念や同条例に定められる「住民自治の原則」、「情報共有の原則」、「参画の原則」及び「協働の原則」のまちづくりの基本原則に基づいて政策・施策等を推進するための羅針盤となるものです。

◆ 第 7 次大津町振興総合計画の策定の趣旨

本町は、周辺自治体への先端半導体企業の進出や、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道計画の肥後大津ルート決定を受け、町の抱える課題や必要とする施策も大きく変化しています。そのため、本町の最上位計画となる第 7 次大津町振興総合計画（以下「本計画」という。）はこれまで以上に、各個別計画や重点的な施策との連動性のあるビジョンが求められることから、時期的に連続し、内容的に相互に補完し合う、地方版総合戦略である「大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「本戦略」という。）」を一体的に策定しました。

人や地域資源を大切にす環境を整え、町民同士だけではなく、町外の人や、町内外の組織や団体等がつながることで、それぞれの力を発揮し、地域一体となって地域の良さを高めるまちを目指します。また、時代の変化に対応し、効率的かつ効果的な行政運営・町民サービスの提供を進め、全ての人にとって安心して住みやすいまちを築いています。

◆ 第 7 次大津町振興総合計画の策定にあたっての基本理念

① 大津町まちづくり基本条例に基づく理念の実現

大津町まちづくり基本条例は、これからの大津町が目指す姿やそれを達成するための基本理念とその仕組み、住民参画のルールや町の仕事の進め方等のまちづくりの基本的事項を定めた、町民、議会、行政が共有する基本ルールです。第 7 次大津町振興総合計画においても、大津町まちづくり基本条例に定める理念を踏まえ、町民や各種団体、事業者と行政とが力を合わせてまちづくりを進めることにより、人と自然と産業が調和した「誰もが住みよく誇りのもてる町 おおづ」の実現を目指していかなければなりません。そのため、多くの方の声をもとに描いた目指す姿を共有し、その実現に向けて取り組む指針を示すものとして、本計画を策定します。

② 継承と発展のまちづくり

大津町は、豊かな自然、人の英知、恵まれた交通の要所、長い歴史や文化等の数々の「宝の山」を育んできました。

これまでこの「宝の山」を活用し、持続的な大津町の発展を実現してきましたが、これらは未来にわたってもまちづくりの貴重な礎となっていきます。この「宝の山」を活用するだけではなく、まちづくりの礎としてより強固なものとした上で、大津町の将来を担（にな）う子どもたちを始めとする未来の世代へ着実に継承していきます。

また、これからも大津町が持続的に発展していくためには、これまでのまちづくりの礎を継承するだけではなく、大津町を取り巻く環境の変化を踏まえて各種施策を進展させていくことも必要となります。例えば、これまで「農工商併進の活力あるまちづくり」を町政の基調として、継続的に施策を展開し、企業の維持・誘致、産業振興により、豊かで活力あるまちづくりを進めてきましたが、今後、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道の整備による交通ネットワークの利便性向上や半導体産業の急速な成長等の大津町を取り巻く環境の変化が想定されることから、こうした変化を好機と捉えながら、これまでの施策を磨き上げ、発展させていきます。

2. 計画の構成

大津町の将来ビジョンの実現に向けて、大津町まちづくり基本条例の理念や同条例に定められる「住民自治の原則」、「情報共有の原則」、「参画の原則」及び「協働の原則」のまちづくりの基本原則といった全ての政策・施策等に共通する考え方を確実に反映するため、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により、構造的に本計画の内容を整理します。

◆ 基本構想

大津町をどんなまちにするのかといった、将来の大津町の姿、それを実現するためのまちづくりの方向性を示しています。

計画期間は令和 8 年度（2026 年度）から令和 15 年度（2033 年度）までの 8 年間です。

◆ 基本計画

基本構想で示された将来の大津町の姿を実現するため、様々な分野において、町で取り組むべき内容を示しています。計画期間全体の 8 年間で前期 4 年間と後期 4 年間に分け、進み具合や課題を確かめて、次の 4 年間の基本計画を策定します。

前期計画期間は令和 8 年度（2026 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 4 年間です。

◆ 実施計画

基本計画に示された様々な分野での取組を進めるために必要な具体的な事業を示しています。3 年間の事業費を含む事業計画を示し、必要に応じ修正を加えながら毎年度策定します。

計画期間は令和 8 年度（2026 年度）を初年度とした 3 年間で、毎年度ローリング方式により見直しを行います。

(参考) 大津町まちづくり基本条例 (抄)

大津町は、江戸時代から宿場町として栄え、先人たちの努力と、町を愛する多くの人々の英知により発展してきました。

私たちは、いにしえより先人たちが守り続けてきた、この美しく豊かな自然、培われてきた文化、起こし育ててきた産業や伝統、助け合いの精神を守り育て、将来へ引き継いでいかなければなりません。

これらを礎としながら、次代を担う子どもたちを育み、すべての人権が尊重され、安心して暮らせる豊かなまちづくりに取り組んでいきます。

私たちは、町民と町が一体となつてともに考え、役割を分担し、責任をもってまちづくりを進めることにより、人と自然と産業が調和した「誰もが住みよく誇りのもてる町 おおづ」の実現を目指します。

今、ここに、まちづくりの全般にわたる指針として、基本となる理念や原則を定めた、すべての大津町民に共有され遵守される最高規範として、この条例を制定します。

(まちづくりの基本原則)

第4条 町民及び町は、次に掲げる基本原則に基づいて、協働してまちづくりを推進するものとします。

- (1) 住民自治の原則 まちづくりは、町民自らが、家庭、職場及び地域社会の中で、住民自治を担う一員として公共の利益のために自らできることを考え行動するものとします。
- (2) 情報共有の原則 まちづくりは、町民と町がともに一体となって、まちづくりに関する情報を共有して行うものとします。
- (3) 参画の原則 まちづくりは、男女が共にその個性と能力を発揮し、町民の意思を反映させるため、町民の参画を得ながら行うものとします。
- (4) 協働の原則 まちづくりは、町民と町がそれぞれの責任と役割分担を認識し、相互理解と信頼関係を深めながら協働することにより行うものとします。

(総合計画)

第14条 まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための総合計画は、この条例の理念に従い策定されるとともに、新たなニーズに対応できるよう不断の検討を加え、必要な見直しを行わなければなりません。

- 2 町の執行機関は、総合計画の策定に当たっては、町民の意見が反映できるように、広く町民の参画を得て策定しなければなりません。

第2章 大津町の現況と課題

1. 人口減少・少子高齢化への対応

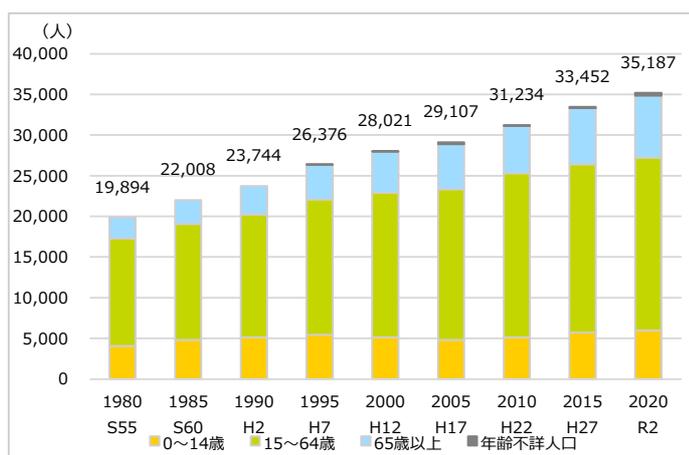
<現況>

- ◆ 大津町の人口は一貫して増加傾向にあり、全国的な人口減少傾向を踏まえると特徴的であるといえますが、65歳以上人口は年々大きく増加しており、少子高齢化が徐々に加速してきていると考えられます。
- ◆ 直近の自然増減数・社会増減数の推移をみると、令和4年（2022年）以降は死亡数が出生数を上回る自然減となり、令和5年（2023年）には人口増加数がマイナスとなる等、大津町の人口動態は大きく変化してきています。
- ◆ 社会増減数は令和5年（2023年）に大幅な減少となっており、町内の土地価格の高騰や町と町周辺の市町村間の交通の利便性が高まったことで、町内ではなく、町周辺の市町村への居住を望む人が増えていることが要因となっていると考えられます。町民アンケートにおいても、土地価格の高騰やそれに伴う家賃の高騰により、大津町への居住意向や大津町での居住環境に影響が生じているとの意見が挙げられています。
- ◆ 外国人人口については、令和3年（2021年）以降、急激に増加しており、令和5年（2023年）は大津町の総人口の2%以上が外国人人口となっており、国籍別の人口構成にも変化が生じています。

<課題>

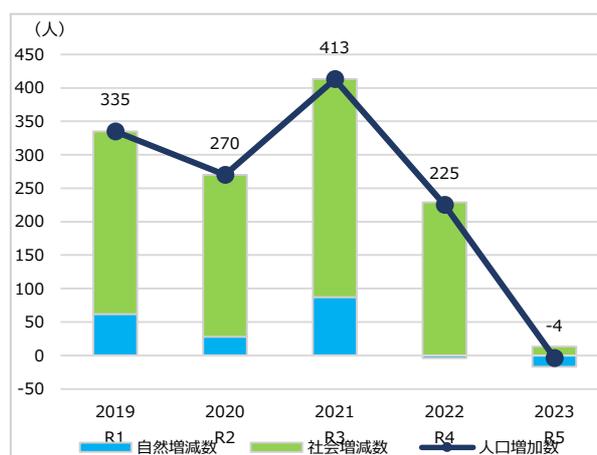
人口減少・少子高齢化は、大津町における経済縮小、町民の生活利便性の低下、地域コミュニティの衰退等の様々な課題を引き起こすことが想定され、今後の大津町の活力低下が懸念されます。こうした課題に対応するため、若年層を中心に、大津町に住みたい、住み続けたいと思うことのできるまちづくりを進めるとともに、誰もが健康に、安心して生きがいをもって暮らせる環境を整備する必要があります。また、今後も外国人人口の増加傾向が継続することが予想されることから、誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現に取り組む必要があります。

□大津町の人口推移



出典：総務省「国勢調査」

□大津町の自然増減・社会増減の推移



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

2. 産業の活性化

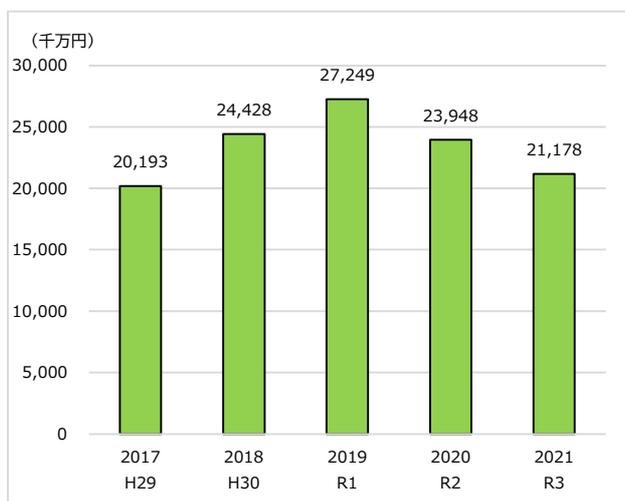
<現況>

- ◆ 大津町の製造品出荷額等は令和元年（2019年）まで増加し、その後令和3年（2021年）にかけては減少傾向となっていますが、今後の半導体関連企業の集積や工業団地の整備等により、さらなる産業の発展が期待されます。
- ◆ 大津町の農業産出額は令和5年（2023年）にかけて一貫して増加傾向にあり、特に野菜の産出額が増加しています。近年の農地の集積化に加え、畜産系のクラスター事業化による生産効率の向上等により、農産物、畜産業の生産額が増加していると考えられます。
- ◆ 観光分野に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で全国的に観光客が減少し、その後回復傾向にはあるものの、大津町の観光情報動画・SNSアクセス数は令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）にかけて減少しており、観光地としての情報発信が十分にできていないと考えられます。

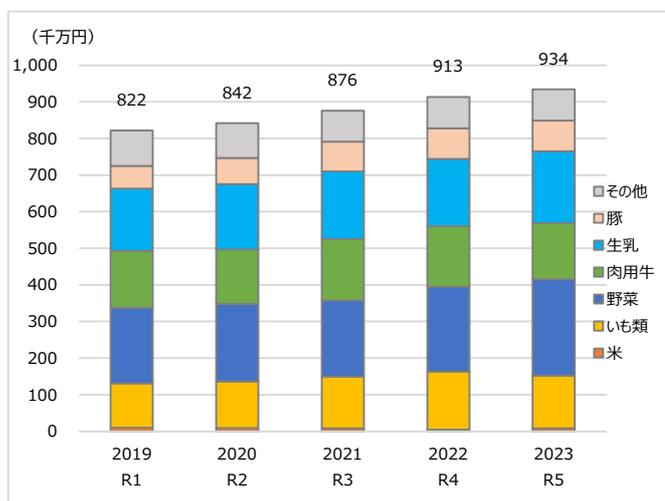
<課題>

生産年齢人口の減少により全国的な経済規模の縮小傾向にある中、大津町では半導体関連企業をはじめとした企業誘致が進んでおり、今後はさらなる産業基盤の強化や雇用環境・受け入れ態勢の整備に取り組む必要があります。農業に関しては、引き続き生産性の向上に努め、製造業・農業両面からの産業活性化を目指した取組が重要となります。観光面に関してはコロナ禍からの回復とともに、より魅力的な観光地としてのプロモーションを進め、効果的な情報発信による観光産業の強化に取り組む必要があります。

□大津町の製造品出荷額等の推移



□大津町の農業産出額の推移



出典：経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 出典：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」

3. 快適な生活環境の整備

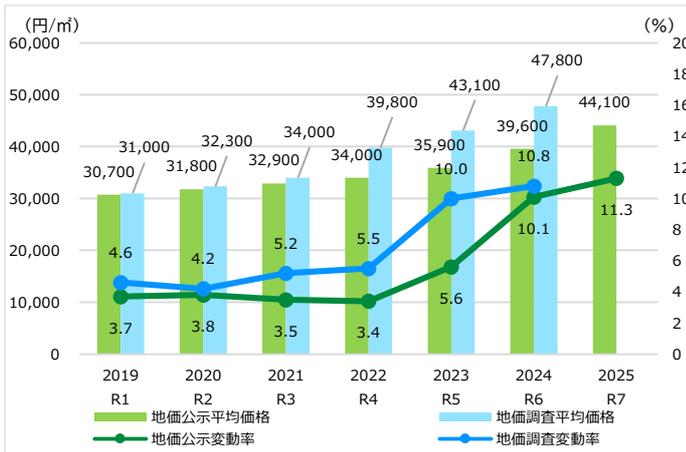
<現況>

- ◆ 大津町の住宅土地平均価格は一貫して上昇しており、毎年1月1日に国土交通省が公表する地価公示では、令和7年（2025年）に1平方メートル当たり4万円を上回り、毎年7月1日に都道府県知事が価格判定する地価調査においても、令和5年（2023年）に1平方メートル当たり4万円を上回る水準となっています。令和5年（2023年）以降の変動率の増加幅が大きく、地価公示及び地価調査のいずれにおいても、令和6年（2024年）の変動率は10%を上回っています。
- ◆ 近年、環境問題に対する取組の重要性が高まっており、大津町においてもごみの減量化・リサイクルに注力しています。ごみ総排出量は令和2年（2020年）以降順調に減少傾向にある一方で、リサイクル率については令和5年（2023年）に減少し、令和元年（2019年）の水準を下回る結果となっています。
- ◆ 交通環境に関しては、町民アンケートでの道路網の充実に対する満足度が令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）にかけて減少したことに加えて、道路網の充実及び公共交通の充実は、町民にとって取組の重要度は高いものの、取組に対する町民の満足度は低く、取組の強化が必要となっています。乗合タクシーの利用者数についても令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）に約900人程度の減少となりました。
- ◆ 防犯・防災に関しても近年の犯罪巧妙化や自然災害の激甚化を踏まえ、町民アンケートでの交通安全・防犯対策の充実及び消防・防災の充実の重要度が令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）にかけて概ね増加傾向が継続しており、町民の取組への関心が高まりつつあります。

<課題>

土地価格が上昇する中においても、今後も多くの人に大津町に住みたい・住み続けたいと思ってもらえるまちづくりを目指すため、生活利便性の向上や住環境の整備に引き続き注力していく必要があります。環境負荷の軽減については、ごみの減量に継続的に取り組むとともに、今後はリサイクル率の向上に向けた施策を推進する必要があります。また、二酸化炭素排出量の削減に向けた自然環境の保護や循環型社会の形成にも注力することが重要です。道路網の充実及び公共交通の充実については、町民の取組に対する満足度を高めることができるよう、取組を強化していく必要があります。防犯・防災の体制強化も安全で安心な生活環境の形成において重要な要素であり、大津町は、菊池圏域内では比較的空き家率が高く、今後空き家が増加することにより防犯面での影響が懸念されることから、空き家対策を進めるとともに、大津町全体で防災に向けた取組を進め、地域の防災力を向上する必要があります。

□大津町の住宅土地平均価格の推移



□大津町のごみ排出量・リサイクル率の推移



※地価調査は、各都道府県知事が毎年 7 月 1 日における基準地の 1 ㎡当たりの価格を調査し公表するものであり、令和 7 年度（2025 年度）の結果は公表されていない。

出典：国土交通省「地価公示」、「都道府県地価調査」

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

4. 地域ごとの特性への対応

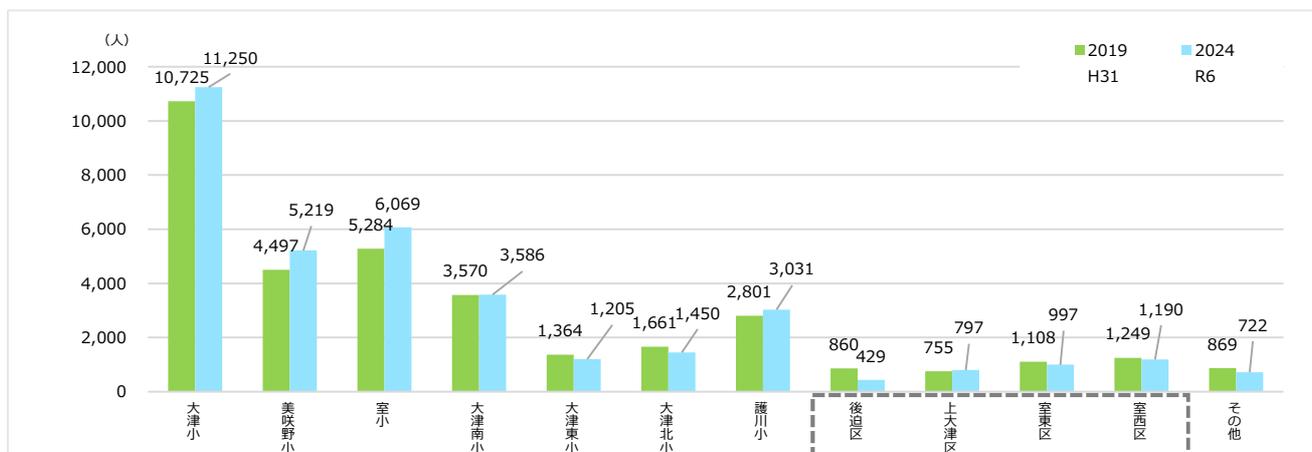
<現況>

- ◆ 大津町の人口を小学校区別にみると、令和元年（2019年）から令和6年（2024年）にかけて大津小学校区、美咲野小学校区、室小学校区等の人口規模が比較的大きい校区では人口が増加しているのに対し、大津東小学校区、大津北小学校区等は人口減少となっており、町の中心地に人口が集まる傾向にあると考えられます。
- ◆ 人口が減少傾向にある地域では、人口が増加傾向にある地域と比較して速いスピードで少子高齢化が進展することにより、地域の産業や行政サービス、地域コミュニティ等の維持が難しくなることが考えられます。一方で、人口が増加傾向にある地域では、人口構造の変化に対して十分に行政サービスが対応できないことや転入者の増加により地域コミュニティの形成が困難になること等が考えられます。

<課題>

町にとっての全体最適な取組だけでなく、人口動態を始めとする地域ごとの特性を考慮した各地域にとって個別最適な取組も重要であり、両者の取組を車の両輪として進めていくことが必要です。また、各地域にとっての個別最適な取組を進めるにあたっての基盤として、地域コミュニティの形成・維持や地域間の連携促進は重要です。大津町のどの地域に住んでも取り残されることなく、いつまでも安心して快適に住み続けられるよう、全ての政策分野を通じて取組を進めることが求められています。

□大津町の地区別人口の推移



※3月末の値で作成している。

※点線枠内、令和元年（2019年）と令和6年（2024年）のいずれかもしくは両方で小学校区をまたぐ行政区については別出で表示している。

出典：大津町ホームページ

5. 持続可能な社会の実現

<現況>

- ◆ 大津町では、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（平成 27 年（2015 年）9 月 25 日 第 70 回国連総会採択）及び「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成 28 年（2016 年）12 月 22 日 SDGs 推進本部決定）を踏まえて、まちの持続可能な発展を実現するため、各政策・施策等と持続可能な開発目標（SDGs）17 のゴールの関連を整理して取組を推進してきました。
- ◆ 一方で、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版」（令和 5 年（2023 年）12 月 19 日一部改訂）においては、「気候変動や感染症をはじめとする地球規模課題の深刻化に加え、国際社会全体が SDGs 採択当時には想定されていなかった複合的危機に直面する中、令和 12 年（2030 年）までの SDGs 達成に向けた進捗は大きな困難に直面」していることが指摘されています。

<課題>

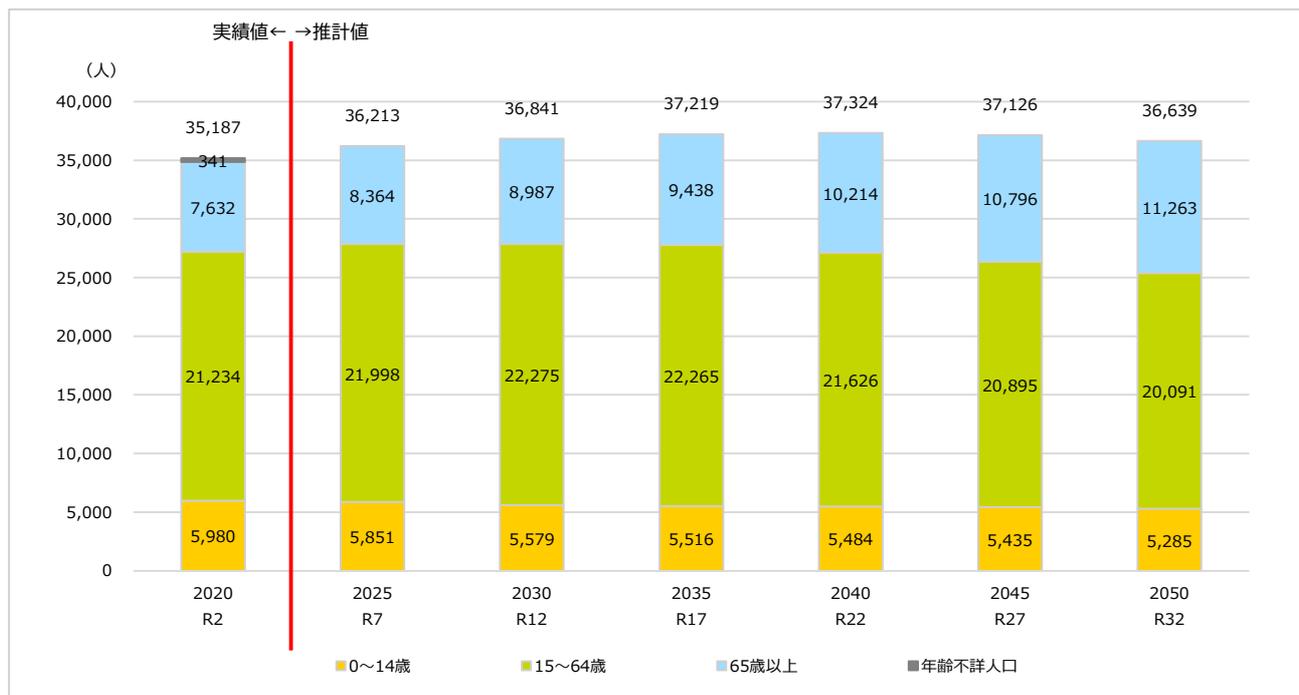
国際社会全体として、令和 12 年（2030 年）までの持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた進捗が大きな困難に直面している状況を踏まえ、大津町としては、これまでの取組を継続し、大津町に住みたい、住み続けたいと思うことのできるまちづくりを進めていきます。その中で、各政策・施策等と持続可能な開発目標（SDGs）17 のゴールの関連も整理し、各種取組を推進する必要があります。また、行政だけでなく、まちづくりに関わる町民や各種団体、事業者を含む関係者一人一人が、まちの持続可能な発展を実現するために「今、何に取り組んでいるのか」や「今後、何ができるのか」を自ら考え、行動することができるよう、機運を醸成していくことが必要となります。

第3章 まちづくりの前提条件

1. まちの将来フレーム（人口フレーム）

◆ 国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）によると、大津町の人口は令和 22 年（2040 年）に約 37,000 人でピークに達し、その後は減少傾向となると推計されています。0～14 歳、15～64 歳人口は令和 12 年（2030 年）以降減少傾向が続く一方で、65 歳以上人口は一貫して増加傾向となっており、少子高齢化の急速な進展が予測されます。

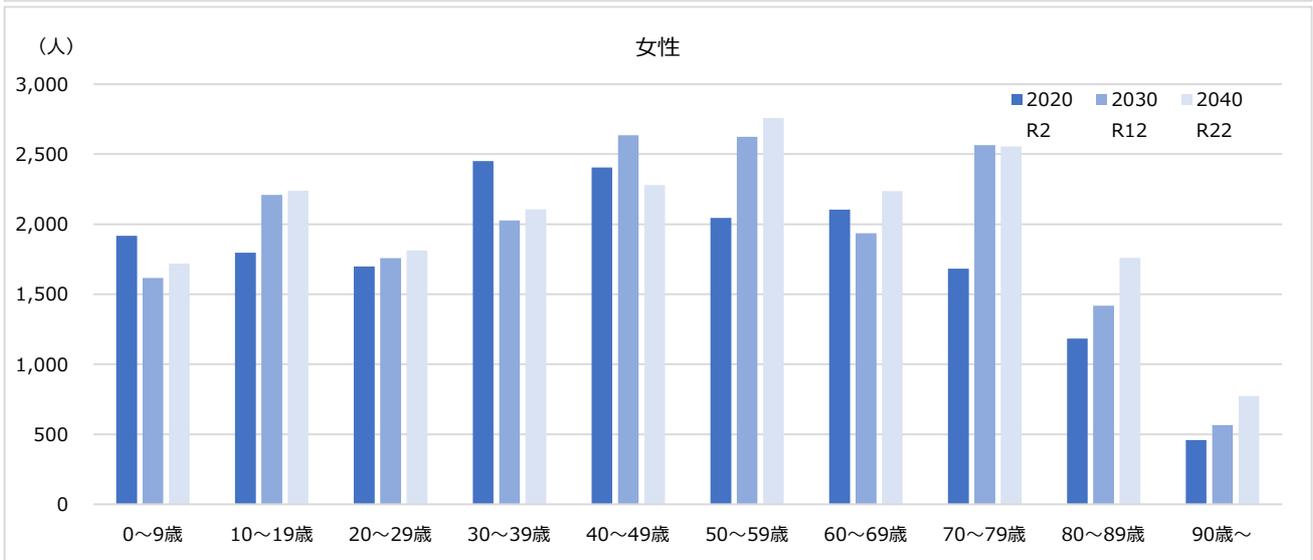
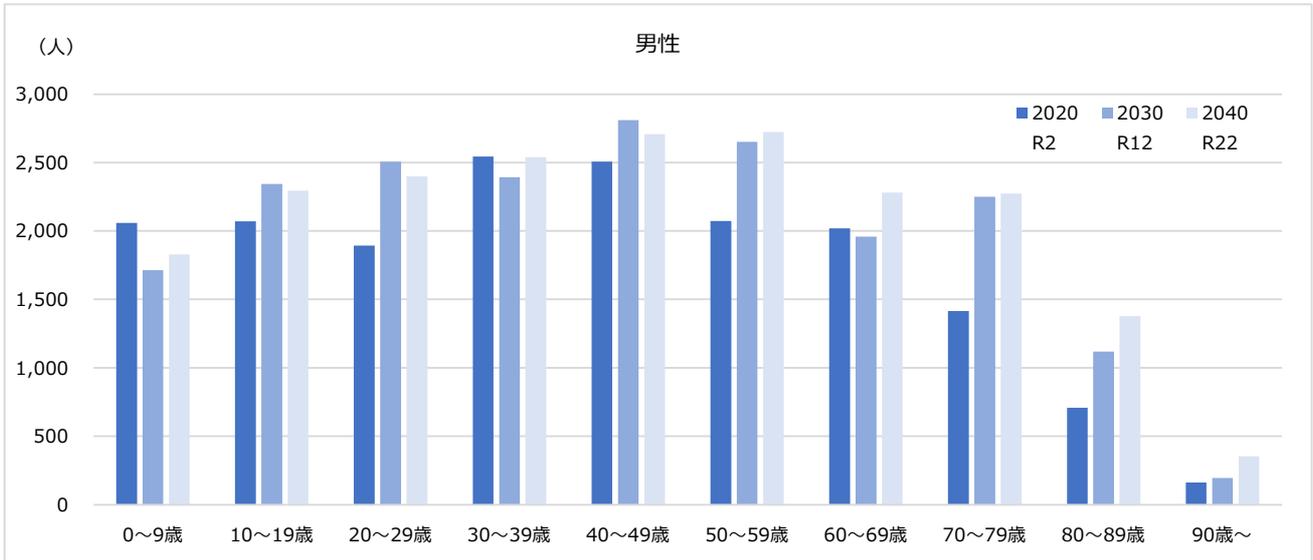
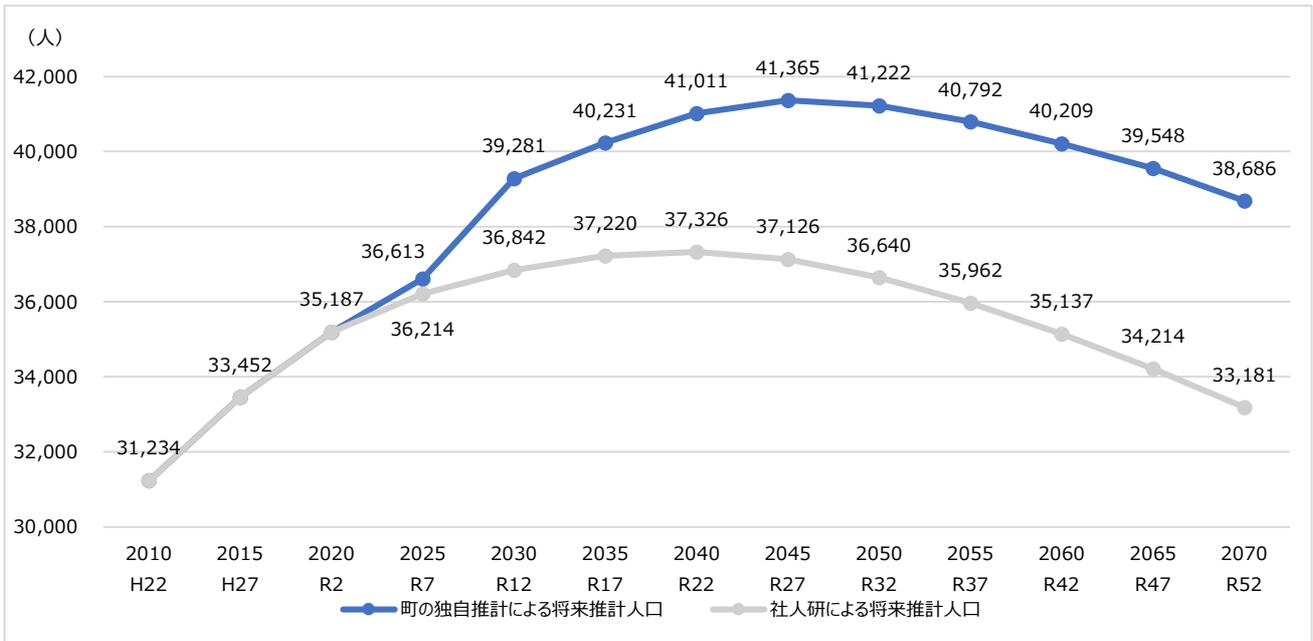


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

◆ 町の独自推計による将来推計人口

社人研推計に町で仮定した条件を追加で設定し、将来人口の独自推計を行いました。結果、令和 27 年（2045 年）に約 41,365 人まで人口が増加する推計となり、令和 52 年（2070 年）時点では社人研推計を約 5,500 人上回る見込みとなりました。

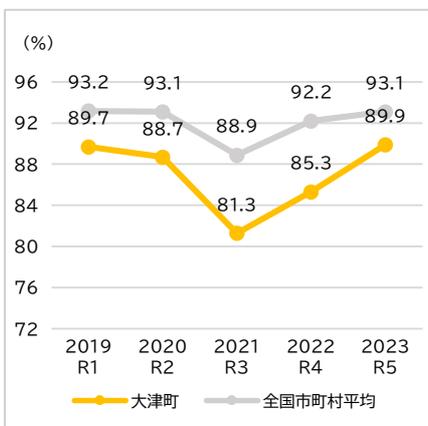
性別・年齢別の人口推移をみると、50 歳以下の年代では男女差が大きくなっていることがよみとれます。令和 2 年（2020 年）から令和 12 年（2030 年）では 20 代男性が大幅に増加する一方、30 代女性は大きく減少しており、令和 12 年（2030 年）から令和 22 年（2040 年）では 10～20 代女性が増加する一方、男性では減少となる等、半導体関連企業集積に伴う従業者数とその家族を含めた 10～30 代の移動傾向は男女で異なっていると言えます。また、50 歳以上の年代では、男女ともに 50 代・70 代・80 代において令和 2 年（2020 年）から令和 12 年（2030 年）に大幅増加の見込みとなっており、令和 12 年（2030 年）から令和 22 年（2040 年）にかけては 60 代・80 代・90 代が大きく増加することから、より高齢化の進展が加速すると考えられます。



2. 財政の見通し

大津町の現在の財政状況を見ると、経常収支比率は令和 3 年度（2021 年度）以降上昇しているものの、全国市町村平均を下回る水準で推移しています。経常収支比率が低いほど、自治体の歳出に占める毎年必ず必要となる経常的な支出の割合が低いことを示すため、財政の硬直性は低いと考えられます。実質公債費比率に関しては令和 4 年度（2022 年度）まで減少していましたが、令和 5 年度（2023 年度）は増加しており、全国市町村平均よりも高い水準で推移しています。そのため実質公債費比率が高いほど、一般財源に占める借入金の元金及び利子の支払いのための費用の割合が高く、財政の弾力性の低下していることを示すため、引き続き持続可能な財政の実現に努める必要があります。財政力指数は全国市町村平均を大きく上回っています。おり財政力指数が高いほど、税金等の自治体独自の収入が多いことを示すため、財政力に喫緊で大きな課題はないと考えられます。

□経常収支比率の推移



□実質公債費比率の推移



□財政力指数の推移



出典：総務省「財政状況資料集」

一方で、本町は交付税が伸びにくく、必要な財源を確保しにくい財政構造であることに加えて、今後は、人口増加加速する高齢化や先端半導体企業の進出による新たな整備需要への対応、学校等の公共施設の補修や更新によって財政負担経常的経費や更新経費が増大し、財政上の負荷が高まると考えられます。そのため高齢化や公共施設の老朽化による更新は近い将来起こり得ると考えられることから、政策分野横断的な視点から予算配分を行うとともに、本計画に基づく政策・施策等の成果や課題を検証し、効率的かつ効果的な行政運営に努める等、持続可能な財政の実現に向けて、取組を進める必要があります。

基本構想

第1章 基本構想

1. 大津町の将来ビジョンと取組姿勢

大津町は、江戸時代より宿場町として栄え、人と物の往来を支える要の地として発展してきました。先人たちが築き上げたこの歴史と、町を愛する人々の英知によって培われた豊かな基盤を、私たちは未来へと引き継いでいかなければなりません。

一方で、全国的に少子高齢化が進み、人口減少の時代を迎える中でも、大津町全体が力強く持続していくためには、時代の変化を受け止めながら、地域の経済や人の営みを安定的に循環させていくことが求められます。

町には、世代や職業、暮らし方や考え方の違いを持つ、多様な人々が共に暮らしています。それぞれの思いや立場を尊重しながら、町に根づく力や資源をどう生かし、どのような未来を描いていくのか—その選択と創意の積み重ねこそが、持続可能なまちづくりの礎となります。一人一人の幸せを大切にしながら、町全体としての持続性を守る—その両立を目指し、対話と工夫を重ねていく姿勢こそが、これからの大津町に求められる在り方です。

歴史の中で育まれてきた伝統と文化、豊かな自然、潤いある水環境、そして人と人との助け合いの精神は、今も町の誇りとして息づいています。これらの地域資源を大切にしながら、変化の時代にあっても、先人の歩みを礎に、町民と行政がそれぞれの立場で力を発揮し、協働して新しい価値を創り出す姿勢で、誰もが安心して幸せを実感しながら暮らし続けられるまちを実現するため、次の将来ビジョンを掲げます。

<大津町の将来ビジョン>

今も未来もみんなが幸せであり続けられるまち 大津

これまで、大津町は戦略的な企業誘致や産業創出、宅地開発等を着実に進め、町の発展の礎を築いてきました。今後は、半導体関連企業のさらなる集積、概ね10年後に見込まれる阿蘇くまもと空港アクセス鉄道の開通や中九州横断道路の整備等により、本町を取り巻く環境は一層大きく変わっていきます。これらの動きは、経済や交流、暮らしの在り方等、町の可能性を広げる一方で、生活環境の変化や地域のつながりの希薄化等、新たな課題をもたらします。このような変化を前向きな力に変え、町の歩みを持続可能な未来へと導くためには、経済の安定を基盤としながら、自然や文化、人のつながりが調和した、町としての豊かさを着実に築いていくことが求められます。

その中で、多様な町民一人一人が日々の生活で安心と誇り、そしてつながりと希望を感じ、自分らしく生きることができる—その実感こそが「幸せ」であり、本町が目指していく姿の一つです。町の全ての地域で、その幸せを実感できるよう、地域の力と個性を生かしながら、発展と暮らしの調和を重ねていきます。

本計画では、「今」と「未来」を切り離すことなく、いまを生きる全ての町民の幸せを基盤とし、こどもたちをはじめとする次の世代の幸せへと確実につなげていく考え方を大切にします。

町民と行政がこのビジョンを共有し、それぞれの立場から協働してまちづくりを進めることで、町の成長と町民の幸せが調和し、その豊かさが未来へと受け継がれていくまちの実現を目指します。

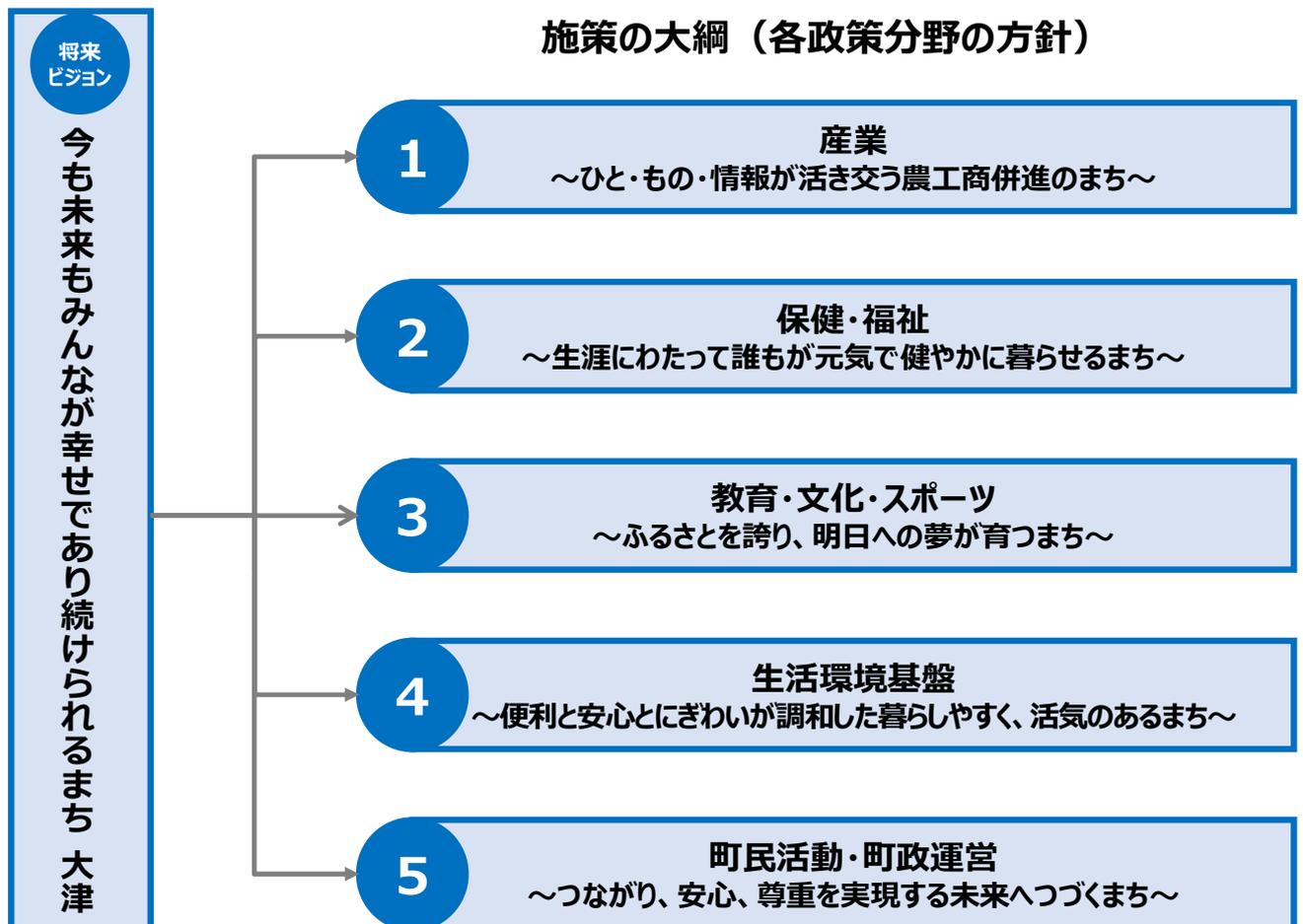
第2章 施策の大綱（政策分野別方針）

1. 施策の大綱の体系

本章では、大津町の将来ビジョンの実現に向けた各政策分野の基本方針を、施策の大綱として示します。

本計画の施策の大綱は、大津町の施策を『産業』『保健・福祉』『教育・文化』『生活環境基盤』『町民活動・町政運営』の政策分野に大別し整理します。基本計画では、5つの政策分野について、基本計画期間の4年間を見通した施策の方針を整理します。

<施策の大綱>



2. 政策分野別基本方針

(1) 『産業』 ～ひと・もの・情報が活き交う農工商併進のまち～

中九州横断道路の開通や阿蘇くまもと空港アクセス鉄道計画等の本町を取り巻く環境の変化で交通結節点としての機能向上が期待され、周辺地域のクロスポイントとして、ひと・もの・情報の流動性を高めるとともに、農業、工業、商業の全ての分野で産業の活性化を実現します。

具体的には、農業や林業が地域の基盤を支える重要な産業であることを踏まえ、農林業の振興と持続的な営農・営林に取り組みます。また、くまもとサイエンスパーク推進ビジョンに位置づけられた「中間駅」、「工業団地」等を活かしたアクセスの強みを活かした企業の誘致と集積、既存企業のさらなる発展を目指します。さらに、熊本市や阿蘇地域への玄関口として、観光客の誘客を促進し、国内外から多くの人々が訪れ・滞在できるまちを目指して、昔ながらの歴史ある宿場町として、また地の利を活かした現代の宿場町として商業や観光の振興を図ります。

(2) 『保健・福祉』 ～生涯にわたって誰もが元気で健やかに暮らせるまち～

年齢、性別、国籍、生活状況、障がいの有無に関わらず、誰もが尊厳や生きがいを持って健やかに暮らせるまちを目指し、多様性を尊重しながら、町民同士が互いに理解し支え合う地域共生社会の実現に向け、福祉のまちづくりに取り組みます。

具体的には、子育て支援では安心して出産・子育てができる環境整備及び支援施策の充実、さらにこどもの権利の擁護を推進します。高齢者については、生きがいを持って地域社会の一員として活躍できる環境づくりを進めます。また、障がいのある人が地域社会の中で自分らしく暮らせるよう支援の充実を図ります。さらに、様々な理由で日常生活に支援が必要な人や、多くの課題を抱える人が地域で生活を継続できるように地域福祉の推進に取り組みます。これらの取組を基盤として、健康づくり、感染症対策、病気の予防、医療機関との連携や他機関協働を進め、関係機関との連携を強化します。生涯にわたって切れ目のない取組を行うことにより、町民がいつまでも“健康”で“安心して”暮らせる地域を実現します。

(3) 『教育・文化・スポーツ』 ～ふるさとを誇り、明日への夢が育つまち～

「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育」実践のもと、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、たくましく未来を切り拓く子どもを育てます。障がいの有無に関わらず可能な限り共に学び合えるインクルーシブ教育システムの構築を推進するとともに、外国にルーツを持つ子どもへの日本語教育を通して、全ての子どもたちの多文化共生の理解促進に取り組みます。また、老朽校舎の改築や体育館への空調設置等、教育環境の改善を推進します。

地域の歴史や文化を身近に学び、次代へと受け継いでいくために、図書館、公民館、歴史文化伝承館等を活かした学習環境の充実に努めます。あわせて、全ての世代が学びを通じて心豊かに生きることができるよう、生涯学習の機会と環境の整備に取り組みます。

「スポーツのまち・大津」として、スポーツに親しめる環境づくりを推進するとともに、まちづくり、国際交流、関係団体等と連携した取組も進めます。

(4) 『生活環境基盤』 ～便利と安心とにぎわいが調和した暮らしやすく、活気のあるまち～

町民の暮らしを守り、より快適にするため、便利で安心できる生活環境を整えていきます。上下水道や生活道路といったインフラの老朽化が進む中でも、計画的な整備や長寿命化を図り、有効かつ戦略的に活用することで、日常生活を支える都市基盤を整備します。さらに、地震や豪雨、火災等の自然災害から町民の生命と財産を守るため、危機管理体制や消防・救急体制の強化、地域防災力の向上に取り組み、安心して暮らせるまちを目指します。

人と自然と産業が調和したまちを実現するため、水や緑等の本町の豊かな自然環境を大切にしながら、公共交通体系の充実や都市拠点の整備を進め、自然と共生したコンパクトで持続可能な都市を構築します。

また、将来的に中九州横断道路や阿蘇くまもと空港アクセス鉄道が開通することで、交通の利便性が高まり、本町のにぎわいや人の流れが更に活性化します。こうした動きを活かし、にぎわいの創出につなげるため、「肥後大津駅周辺まちづくり基本計画」に基づき、町の中心拠点の利便性向上や機能強化を進めます。

(5) 『町民活動・町政運営』 ～つながり、安心、尊重を実現する未来へつづくまち～

大津町では、担い手不足や少子高齢化の進行、急激な社会構造の変化等により、地域経済やコミュニティの活力低下が懸念される中で、持続可能なまちづくりが求められており、「大津町まちづくり基本条例」に基づき、町民と行政が一体となり、協働して取組を進める必要があります。

まず、外国人住民の増加等に伴う行政ニーズの多様化を踏まえ、女性の社会参加をはじめ、年齢、性別、国籍、生活状況、障がいの有無に関わらず、全ての町民に行政の取組を周知し、町民の声を行政施策に反映することが必要です。その上で、シティプロモーションによるまちの魅力や価値の発信、行政と町民との双方向の情報共有、そして町民が地域活動に積極的に参加できる環境整備に取り組み、地域の一体感を高めながら、生活の質の向上をめざします。

次に、町民と行政の協働を支える基盤として、地域、学校、家庭及び職場等が連携し、全ての町民がお互いに尊重される社会を実現するため、人権啓発活動の充実に取り組み、誰もが安心して暮らせる活力あるまちを目指します。また、持続可能な財政の実現が必要不可欠であり、少子高齢化の進行や世界的な半導体関連企業の進出等による急激な社会構造の変化、公共施設の老朽化に伴う更新・維持コストの増大等の多様で複雑な課題に対応することができるよう、未来を見据えた計画的な行政運営を進めます。

前期基本計画

1. 施策の体系

将来ビジョン	施策の大綱	基本施策	総合戦略				
			基本目標1 「おおづ」で働くを支える	基本目標2 「おおづ」での結婚・ 出産・子育てを叶える	基本目標3 「おおづ」を住みやすいまちにする	基本目標4 「おおづ」に新しい人のなごりを創る	基本目標5 「おおづ」でデジタルの力を活かす
今も未来もみんなが幸せであり続けられるまち 大津	産業	1-1 農林業の振興	●			●	●
	ひと・もの・情報が活き交う 農工商併進のまち	1-2 工業の振興	●				
		1-3 商業の振興	●		●		●
		1-4 観光の振興				●	
		保健・福祉	2-1 健康づくりの推進		●	●	
	生涯にわたって誰もが 元気で健やかに暮らせるまち	2-2 ことば・子育て支援の充実	●	●	●		●
		2-3 高齢者福祉の充実	●		●		●
		2-4 障がい福祉の充実	●		●		
		2-5 地域福祉の充実			●		
		2-6 保険制度の健全な運営			●		●
		教育・文化・スポーツ	3-1 家庭教育への支援		●		
	ふるさとを誇り、 明日への夢が育つまち	3-2 幼児教育・学校教育の充実		●			●
		3-3 生涯学習と生涯スポーツの推進			●		
		3-4 地域の歴史・文化の継承と文化活動の振興			●	●	
		生活環境基盤	4-1 土地利用政策の推進		●	●	
	便利と安心とにぎわいが 調和した暮らしやすく、 活気のあるまち	4-2 快適な住環境の確保			●		
		4-3 道路・交通ネットワークの充実			●		●
		4-4 環境にやさしいまちづくり			●		●
		4-5 交通安全・防犯対策の強化			●		
		4-6 消防・防災・救急体制の充実			●		●
町民活動・町政運営		5-1 まちづくり参画と行政との連携			●	●	●
つながり、安心、尊重を 実現する未来へつづくまち	5-2 健全な行財政の運営			●	●	●	
	5-3 人権を尊重する地域社会の形成	●		●			

第1章 産業

1. 農林業の振興 ～農地・森林資源が保全され、持続的に農林業が営まれるまちの実現～

◆ 現状と課題

優良農地の確保と農業用施設の維持管理が重要

- ・ 先端半導体企業の隣町への立地や中九州横断道路、空港アクセス鉄道の整備により、更なる企業集積と地域経済の拡大が見込まれる一方で、農地の減少が懸念されており、生産性を維持した農地の確保に向けた取組が求められます。また、農地が持つ多面的機能が防災・景観・生態系保全・地下水の涵養に重要な役割を果たしていることを認識し、これら公益機能を将来にわたり守るためにも農地として維持するための取組を進める必要があります。
- ・ 農作業の効率化を図ることで経営面積の拡大を促し、新規耕作放棄地の発生防止、既存耕作放棄地の解消につなげるため、農地の集積・集約化を進める必要があります。
- ・ 本町における農業用施設は老朽化が進んでおり、修繕等により維持を図ることを優先していますが、将来の施設更新に要する費用の抑制のためにも、計画的な改修による長寿命化にも取り組む必要があります。

農業経営環境の改善が必要

- ・ 農地の集積・集約化に取り組んでいますが、新たな耕作放棄地が発生している現状があり、その要因としては、高齢化や担い手不足等が挙げられます。
- ・ 高齢化が進む中、スマート農業機械等の導入支援による農作業負担の軽減により、生産性と経営の持続性を高める取組が求められます。また、担い手不足の解消に向けては、多様な人材の参画と担い手育成をいかに進めるかが課題となっています。
- ・ さつまいも基腐れ病の発生による「からいも（甘藷）」の被害や、その他の作物への病害虫被害、イノシシやシカ等の有害鳥獣による農作物への被害の増加が農業経営に影響を及ぼしており予防対策が必要です。
- ・ 畜産農家の経営の規模拡大や住宅地の近接により、畜産の臭気対策が課題になっています。
- ・ 県内を含めて全国的に随時発生している家畜伝染病への備えや対策が必要です。

差別化を図るブランド化と販路拡大が必要

- ・ 本町は生産量が県内1位の「からいも（甘藷）」をはじめとした農産物のもとより、酪農、肉用牛、養豚等の畜産業も盛んです。県内外での消費拡大に向けた認知度向上と差別化を図り、本町の農畜産物全体について、流通の底上げを図る必要があります。
- ・ 町内の農業者団体等と連携した農畜産物の高付加価値化や販路を拡大するとともに、地産地消を促すことで、本町の農畜産物を振興し、安定して生産できる体制づくりを支援する必要があります。

林業においても基盤整備と森林の維持管理が重要

- ・ 本町の民有林面積は約4,300haにのぼり、ヒノキ・スギを主体として人工林が多くを占めています。一方、国産木材価格の長期的な低迷や担い手不足により、育成・伐採コストと販売収益が見合わず森林経営サイクルの維持が困難となる現状や、所有者不明森林の増加により、森林整備や林内道路等の生産基盤の整備が進まない状況にあり、森林の保全に対する町民理解の促進を図る必要があります。
- ・ 本町においても森林環境譲与税を活用し、森林所有者に対して、今後の維持管理について意向調査を行うとともに、担い手の育成や森林経営計画に基づく適正な維持管理を推進する必要があります。

◆ 施策の方針

1-1-1 農地や農業用施設等の整備

- ・ 農地中間管理機構との連携及び農地情報公開システムの活用による農地の集積・集約、耕作放棄地の解消
- ・ 生産性向上・農地確保に向けた、ほ場、用水路、取水口、農道の基盤整備
- ・ 適切な農用地区域の設定による農地の確保
- ・ ~~農地中間管理機構との連携及び農地情報公開システムの活用による農地の集積・集約、耕作放棄地の解消~~
- ・ ~~生産性向上・農地確保に向けた、ほ場、用水路、取水口、農道の基盤整備~~
- ・ 水路を含む農業用施設の維持・長寿命化の支援
- ・ 農地・農業用施設の被災への備え及び速やかな復旧体制の構築

<目標指標>

耕作放棄地の解消面積		担い手への農地集積率	
令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)の平均値	令和11年度(2029年度)	令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
7,186 ㎡	7,186 ㎡	66.2%	73.1%

※ 担い手への農地集積率 $\frac{\text{担い手への農地の集積率}}{\text{集積面積/耕地面積}}$

1-1-2 持続可能な農業経営の実現

- ・ 新規就農者の確保と育成に向けた、農業法人の設立や機能強化（農業従事者からの作業委託を含む）支援による営農体制の確立
- ・ 高齢化する農業従事者の負担軽減や若い世代や女性の進出を促進する ICT を活用したスマート農業支援
- ・ 農業の安定的な経営を支える総合的な支援（「地域計画^{※1}」や「認定農業者制度^{※2}」の活用等）
- ・ 健全農地確保に向けた、県・近隣市町村、町内諸団体と連携した鳥獣・病虫害対策の強化
- ・ 畜産環境問題の解決に向けた研究
- ・ 家畜伝染病予防に向けた防疫体制の強化

※1 農業者や地域住民の話し合いに基づき、地域における将来の農地利用を明確にするもので、概ね 10 年後に目指すべき農地利用の姿を映した目標地図を合わせた計画

※2 農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じる制度

<目標指標>

認定農業者及び認定新規農業者数	
令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
196 経営体	196 経営体

1-1-3 農畜産物のブランド化と流通の促進

- ・ 町の農産物の知名度、品質向上によるブランドの確立、PR 及び新たな販路開拓の推進
- ・ 主要農産物である「からいも（甘藷）」をはじめ農作物の更なる高付加価値創出に向けた取組の推進
- ・ ふるさと納税や EC 等につなげるための ICT を活用した広報戦略
- ・ 高品質な畜産物の生産に向けた優良牛の導入や生産基盤拡充等の補助事業の推進
- ・ 高付加価値化や販路開拓と地産地消の推進による安定した生産体制の支援

<目標指標>

農業産出額（推計）

令和 5 年度（2023 年度）	令和 10 年度（2028 年度）
93 億 4 千万円	94 億 3 千万円

※ 農林水産省の推計結果の公表時期を踏まえて、現状値の時点
を令和 5 年度、目標値の時点を令和 10 年度として設定

1-1-4 林業基盤の整備と適正な維持管理

- ・ 森林維持の基本サイクル（育てる→伐る→使う→植える→育てる）による、森林の計画的な維持管理
- ・ 林業の持続的な経営体制の構築に向けた、国、県等と連携した木材需要の拡大支援、将来の担い手の確保・育成
- ・ 森林整備や林内道路等の生産基盤の整備
- ・ 森林の保全に対する町民意識の醸成

<目標指標>

木材（素材）の年間生産量

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
2,352 m ³	2,100 m ³

再造林面積率（年間）

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
9.0ha93.0%	8.6ha96.0%

◆ 関連する計画等

- ・ 大津農業振興地域整備計画
- ・ 地域計画（農業経営基盤の強化の促進に関する計画）
- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・ 大津町鳥獣被害防止計画
- ・ 大津町森林整備計画

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の農畜産物や県産材の地産地消に努めましよう ・ 農地の役割を意識し、保全に関する理解を深めましよう ・ 環境学習等へ参加する等、環境を守る意識の向上に努めましよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者が求める安全・安心な農畜産物の提供と、安定した生産に努めましよう ・ 森林の保全活動、県産材の地産地消、また森林体験学習等を積極的に実施ましよう

◆ SDGs との連携



2. 工業の振興 ～企業の進出・既存企業の活性化により人材が集い定着するまちの実現～

◆ 現状と課題

先端半導体企業を契機とした多様な企業の誘致

- ・ 近隣の菊陽町で、先端半導体企業が操業を開始し、多くの関連企業の立地が続いています。引き続き、サプライヤー（関連企業）を戦略的に誘致し、本町産業の更なる活性化につなげることが期待されています。
- ・ さらに、本町では、本田技研工業（株）熊本製作所をはじめ、室工業団地・熊本中核工業団地・南部工業団地等に多数の製造業が進出し、県内でも有数の産業拠点を形成しています。また、こうした企業の関連企業として多くの企業が立地し、本町の経済を支える大きな役割を果たしてきました。これらのすでに町内に立地している企業の力を引き出し、更なる工業の活性化を実現するためには、半導体企業のみならず IT やコンサルティング等の多種多様な企業誘致を進め、地場企業と相互に補完しながら相乗効果を生み出していく必要があります。
- ・ 他方、本町内の工業団地は全て完売しているため、企業誘致の受け皿となる新たな工業団地を整備しています。加えて、企業誘致を更に進めていくためには、民間と連携して開発可能な土地や賃貸物件の情報提供や工業用水の安定供給を進めるとともに、費用対効果を踏まえた優遇措置や支援制度の活用により地域経済を循環させる取組が必要です。
- ・ 特に熊本中核工業団地内の企業に対する工業用水の供給について、今後、半導体関連企業の需要増が見込まれており、現在の施設では給水を賅えない状況になることから、新たな水源地を整備する必要がありますが、新たな水源地の整備には多額の費用を要するため、自立経営を維持することができなくなるおそれがあります。そのため、今後は、使用料体系の見直しに加え、需要変動リスクを踏まえた経営安定化策を検討する必要があります。

人材確保の重要性

- ・ 本町近隣への半導体企業の進出や本町への多様な企業の誘致を背景に、企業間での人材の獲得競争が激化し、今後、より一層人材の確保が困難になることが懸念されています。産業の維持や更なる活性化を図るためには、人材の確保が必要不可欠であり、喫緊の課題として対応が必要です。
- ・ 一方で、本町に立地する企業の魅力や仕事内容が周知されていない実態があるため、学校と企業の連携による職業理解の機会づくりが必要です。また、本町に立地する企業では転勤により、家族と共に大津町へ転居する事例も多く、安心して本町で生活を送るためには同行家族の就業機会の確保や住環境の整備が求められています。こうした本町の未来を担う働き手となり得る多様な人材に、本町に立地する企業の魅力や仕事をより深く知ってもらい、本町での就職の可能性を拡げるための取組が必要です。

◆ 施策の方針

1-2-1 更なる企業誘致の推進及び工業基盤の整備

- ・ 企業集積や恵まれた交通アクセス等の地域の魅力と企業立地の優遇措置を活かした企業誘致
- ・ 整備中の新たな工業団地への企業の誘致
- ・ 町内産業構造の多様化と安定化を図り、既存企業との相乗効果や産業支援サービス業^{※1}の集積によって持続的な産業活性化を推進
- ・ 熊本県や大津町企業連絡協議会^{※2}等の関係機関との連携による誘致候補先企業への迅速かつ的確なプロモーションやセールス
- ・ 既存の工業団地の維持管理や道路の整備、工業地域の都市計画用途地域指定等による工業基盤の整備
- ・ 工業用水の安定供給と使用料体系の見直し

※1 企業や産業の活動を円滑に進めるために、専門的なサービス（経営・ビジネス支援や、人材派遣、IT 関連企業等）を提供する産業分野

※2 各種の情報交換や交流活動を通じて大津町及び企業との連携を強化するとともに、企業の事業活動を側面から支援し、本協議会参加企業の発展と大津町企業のイメージアップを図ることを目的として、大津町の企業で構成されている団体

<目標指標>

企業新規・増設立地協定数（累計）

令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）～令和11年度（2029年度）
21件	21件

1-2-2 人材確保の支援

- ・ 将来の働き手となる子どもたちに地元企業の理解を深め本町で働く魅力に目を向けてもらうことのできる周知・啓発活動
- ・ 若者層に加え、シニア層、外国人材や転勤による移住者の同行家族等、多様な人材の活躍を促し、就労支援と生活環境整備を一体的に進め定着率の向上を図る取組
- ・ Iターン、Uターン等の町外在住者に向けた情報発信及びマッチングの推進

<目標指標>

町内県立高校新卒生の町内企業への就職率

令和6年度（2024年度）	令和11年度（2029年度）
28.1%	40.0%

学生向け企業説明会への参加企業数

令和6年度（2024年度）	令和11年度（2029年度）
76社	90社

◆ 関連する計画等

- ・ 大津町都市計画マスタープラン
- ・ 大津町地域公共交通計画
- ・ 大津町工業用水道事業経営戦略

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> スキルや業務経験を活かし、キャリアづくりに取り組んでいきましょう 	<ul style="list-style-type: none"> 柔軟な働き方を推進し、誰もが働きやすい環境づくりに取り組みましょう 地域社会と企業が連携し、持続可能で活力ある地域づくりを実現しましょう

◆ SDGs との連携



3. 商業の振興 ～アクセスの良さを活かした賑わいのあるまちの実現～

◆ 現状と課題

駅を中心とした賑わい拠点づくり・町全体の商業基盤の整備

- ・ 肥後大津駅周辺は、JR 豊肥本線、国道 57 号・325 号、中九州横断道路が交わる交通の要衝で、空港ライナーの運行により県内外、更に国外との交流も拡大しています。この地域の利便性向上や賑わいの創出は、町のブランド力を高め、定住や観光、企業活動にも良い影響を与える重要な基盤です。
- ・ 今後の空港アクセス鉄道中間駅の開業や中九州横断道路全線開通を見据えつつ、まずは肥後大津駅周辺の整備を進めると共に、町全体を視野に入れた商業基盤の整備を段階的に進めていくことが求められます。今後は空港アクセス鉄道中間駅の開業や中九州横断道路全線開通を見据え、肥後大津駅周辺に限らず、町全体を視野に入れた商業基盤整備を進めることが求められます。
- ・ 将来的には、中間駅を含めた新たな拠点形成も視野に入れ、肥後大津駅と中間駅それぞれの特性を活かした拠点づくりにより、町全体の賑わい創出や回遊性の向上が期待できます。中間駅を新駅拠点として整備することで、肥後大津駅と中間駅の特徴を活かし、両駅周辺の賑わいが促進され、更には町全体の活性化が期待できます。
- ・ また、企業立地やホテル開業の進展により、ビジネス客・観光客・外国人居住者等新たな購買層も増加しています。新たな購買層を取り込みつつ、町内での消費を促進することで、町の賑わいと経済循環を生み出すことが期待されます。

中小企業における働き手の確保

- ・ 中小企業が社会情勢の変化に適応し、健全な事業継続を行うために、働き手不足への対応が求められています。
- ・ 本町への多様な企業の進出により、働き手の確保が喫緊の課題となっています。働き手の確保とともに、その不足を補うためにデジタル化等による省力化や生産性向上への支援が重要であり、企業の DX（デジタルトランスフォーメーション）等への対応を強化する必要があります。
- ・ 若年層が地元企業の仕事内容や魅力に触れる機会を増やし、次世代に対して地元企業の魅力や役割を効果的に伝える取組が、将来の働き手の確保や地域産業の持続的な発展につながります。

◆ 施策の方針

1-3-1 駅を中心とした賑わい拠点づくり・町全体の商業基盤の整備

- ・ 駅と周辺施設の整備による交流・賑わい空間の創出
- ・ 日常生活における買い物等の利便性の向上
- ・ 商業・観光施設に加え、町全体の魅力を再発見し、誘客と消費につながるシティプロモーションの推進
- ・

<目標指標>

「商業の振興」に対する満足度		買い物に不便を感じている人の割合	
令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
48.0 ポイント	50.0 ポイント	31.5%	28.0%

※ 町民アンケートの移転理由として「買い物など日常生活に不便だから」と回答する人の割合

1-3-2 中小企業・小規模事業者の経営課題の解決

- ・ 働き手を町内の中小企業・小規模事業者へとつなげる施策の推進
- ・ DX 等による事業間連携促進と付加価値創出、新規ビジネス創出支援
- ・ DX 等による業務効率化支援及び学生層とのマッチング促進
- ・ 町内企業に対する若年層の理解促進
- ・ 商工会等との連携による事業者の課題の把握と効果的な伴走支援の実施

<目標指標>

DX 関連セミナー受講者数

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
20 人	30 人

※ 商工会総会資料

◆ 関連する計画等

- ・ [経営発達支援計画](#)

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業及び小規模企業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備等、町民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業及び小規模企業の健全な発展に協力しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業及び小規模企業は、経営基盤を強化し、地域貢献や経済活性化を進め、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい社会の実現に貢献しましょう ・ 大企業は、社会的責任を自覚し、中小企業と連携して地域経済の活性化に寄与すると共に、中小企業の振興が町の発展に重要であることを理解し、振興施策に協力しましょう

◆ SDGs との連携



4. 観光の振興 ～地理的優位性を活かし「現代の宿場町」として確立され交流や経済の循環が拡大するまちの実現～

◆ 現状と課題

地理的優位性を活かした宿泊・交流拠点としての魅力の強化

- ・ 大津町は、阿蘇くまもと空港の至近に所在する上に、空港から肥後大津駅までを結ぶ空港ライナーの運行に加え、JR 豊肥本線、国道 57 号・325 号、中九州横断道路等、九州の中央に位置する交通結節点としての高い利便性を有しています。
- ・ 令和 5 年から開始された南阿蘇鉄道の肥後大津駅までの乗り入れや、今後予定されている空港アクセス鉄道の開通、更には中九州横断道路の延伸等により、国内外からのアクセス性は更に向上する見込みです。この「地理的優位性」は、観光客のみならず、町内や近隣に立地する企業関係者等のビジネスを目的とした平日の宿泊需要にも直結しており、町内では、ビジネスホテルを中心に、今後新設される宿泊施設を含めて 2,000 室を超える宿泊室が見込まれる等、宿泊拠点としての機能が一層強化されています。
- ・ こうした地理的な優位性を活かし、観光・スポーツ・ビジネス等の多様な宿泊・交流需要を取り込むとともに、広域的な観光・交流の結節点としての役割を高めることが求められます。

「現代の宿場町」の価値の創出と地域経済への波及

- ・ 大津町は、江戸期より豊後街道の宿場町として栄え、現在も熊本市と阿蘇地域を結ぶ要衝に位置する一方で、通過交通が多く、滞在時間が短かったり、そもそも立ち寄りられないことから、交通量が町内での消費活動につながっていない現状があります。今後は、宿泊・交流拠点としての優位性も活かしながら、宿泊・飲食・買い物を連動させ、宿泊中や立ち寄り時の消費需要を町内経済へ循環させる仕組みの構築が重要です。
- ・ 観光ニーズは消費型から体験・交流型へと変化しており、町内の豊富な資源を活かした「滞在そのものに価値を感じる町」への進化が求められます。
- ・ ポップカルチャー資源でもあるワンピースのゾロ像や、国指定重要文化財「江藤家住宅」、世界かんがい施設遺産「上井手用水」、「岩戸溪谷」等の文化・歴史・自然の多層的な資源には、更なる磨き上げを行い、広域的な連携を図りながら、来訪客の滞在の厚みづけに活用できる可能性があります。
- ・ また、町民が誇りを持ってこれらの資源を次代に継承していくことは、観光の持続性にもつながります。「町民の誇りの醸成と資源の保全」を両立させる観光まちづくりが必要です。

スポーツ等を活かした誘客の拡大

- ・ 大津町は、「スポーツの町」として長年親しまれており、参加・観戦の両面で、町民にスポーツ文化が根づいています。
- ・ 町運動公園には球技場・競技場・体育館・弓道場・多目的広場等が整備され、年間を通して多種多様な大会・合宿・イベントが開催されています。
- ・ これらの活動は町内宿泊・飲食との結びつきが強く、経済効果を直接的に生む地域資源としての価値が高い分野です。今後は、町内のスポーツに係る施設の利便性・機能性を更に高め、町内外の競技団体や学校等との連携を深めることで、「スポーツによる持続的な地域経済循環」を確立することが必要です。
- ・ また、町内には、HSR 九州、近隣にはやオートポリスといったモータースポーツ拠点もあり、町内におけるスポーツ大会や、競技団体のキャンプと連動させた、広域的な交流促進も期待されます。
- ・ さらに、スポーツと宿泊・飲食・買い物・観光の連動を図り、「観る」「する」「支える」スポーツを通じて、町全体が潤う仕組みづくりを進めていく必要があります。

◆ 施策の方針

1-4-1 「現代の宿場町」の確立と交流拠点の形成

- ・ 九州の中央に位置する交通結節点としての立地を最大限に活かした、宿泊・交流拠点の形成
 - ・ 熊本空港・阿蘇・熊本市・菊池地域を結ぶ広域観光圏の中核として、「通過点から滞在の起点へ、そして立ち寄られる町」△の転換
 - ・ 国内外の宿泊客にとって快適で、宿泊地として選ばれるための受入環境の充実
 - ・ 歴史・文化・自然・食・モビリティ等多様な地域資源の磨き上げ
 - ・ 肥後大津駅周辺から北部・南部地域へと広がる賑わい創出に向けた人流形成の促進
 - ・ 持続可能な「現代の宿場町」を実現するための、住民と来訪客との共生の推進
 - ・ 町民が誇りを持って地域資源を守り育てる「町民の誇りを醸成する観光まちづくり」の推進
- ~~——「夜も楽しい町・大津」としてのナイトタイム経済の創出~~
- ・ 将来的な宿泊税等の観光による収益を地域に再投資する財源確保策の検討 ~~（施策の方針 1-4-1 のみならず、施策の方針 1-4-2 及び 1-4-3 の財源としての活用も検討）~~

<目標指標>

宿泊者数

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
301,608 人	540,000 人

1-4-2 「現代の宿場町」としてのブランド力の強化

- ・ 民間企業・観光協会との協働によるブランド価値向上と効果的な情報発信の強化
- ・ ICT・SNS 等を活用した効果的な広報とファンコミュニティの形成
- ・ ふるさと納税や EC を通じた「観光×地域経済」連携による消費循環の拡大

<目標指標>

肥後おおづ観光協会 SNS 発信数/フォロワー数

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
SNS 発信数 105 回	SNS 発信数 120 回
フォロワー数 3,037 人	フォロワー数 8,000 人

1-4-3 スポーツ及びモビリティコンベンションの推進

- ・ 多様な関係者ネットワークを活かした大会・合宿等の誘致と開催支援
- ・ スポーツ施設と宿泊・飲食・商業との連携による経済波及効果の最大化
- ・ 「スポーツの町・大津」を基軸とした広域的な誘客プロモーションの展開
- ・ モータースポーツイベントやライダー交流を活かした地域振興の推進

<目標指標>

全国規模の大型スポーツ大会・合宿開催数

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
3 回	5 回

※ 生涯学習課調べ

町内でのモビリティイベント開催数

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
3 回	3 回

※ 商業観光課調べ

◆ 関連する計画等

- ・ 大津町都市計画マスタープラン
- ・ 大津町公共施設等総合管理計画
- ・ 大津町個別施設計画
- ・ 大津町地域公共交通計画

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津町の新たな魅力を発見し、町内外へ広く伝えていきましょう ・ 地域の歴史や文化、豊かな自然等の資源を守り、関係者と連携し、新たな魅力創出に取り組みましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津町が持つ交通の利便性を更に磨き上げ、宿泊者だけでなく住み暮らす人にとっても快適な町づくりを目指しましょう ・ 全国へ向け「スポーツの町大津」を広く PR し、近隣自治体や関係者と連携して「歴史・文化・自然」の魅力を活用した観光振興を実施していきましょう ・ 「バイクのまち大津町」として、ツーリングやモータースポーツの拠点としての魅力を高めていきましょう

◆ SDGs との連携



第2章 保健・福祉

1. 健康づくりの推進 ～自分らしく健やかに安心して暮らせるまちの実現～

◆ 現状と課題

生涯を通じた健康づくりと生活改善の取組が必要

- ・ 共働き世帯の増加や働き方の多様化等の社会環境の変化に伴い、仕事や家事・育児との両立により健康づくりに充てる時間の確保が難しくなっています。都市化の進展や通勤者・転入者の増加に伴い、生活環境が大きく変化し、就労世代を中心に運動不足や不規則な食生活等が課題となっています。こうした時間的制約や生活リズムの多様化を踏まえ、町民が無理なく健康づくりに取り組めるよう、ライフスタイルに応じた健康支援環境の整備が求められています。
- ・ 生産年齢人口が増加傾向にある一方、働く年齢層就労世代のがん検診受診率は低下しており、検診を受けやすい環境の整備や健康意識の向上が課題となっています。
- ・ 仕事上の負担や人間関係によるメンタルヘルス不調は、働く年齢層働き世代全体で課題となっています。また、全国的にも若年層における自殺が主要な死因となる等、深刻な状況にあります。そのため、本町においても重要な取組分野として支援体制の強化が求められます。

妊娠・出産を支える健康づくりとこどもの健やかな成長への取組が必要

- ・ 町の低出生体重児の割合は全国平均と比較すると低い水準にありますが、低出生体重児は成長や将来の健康に影響を及ぼすことから、引き続き減少に向けた取組が必要です。
- ・ 本町では、核家族化や転入等により、子どもへの関わり方が分からず孤立感を抱える母子が増えており、母子の孤立が課題となっています。こうした状況を踏まえ、妊婦や子育て世代に必要な情報やサービスを確実に届け、切れ目のない支援を行うことが求められています。
- ・ 本町では、乳幼児期におけるこどものむし歯の有病率が高い状況がみられ、生活習慣の形成期における早期からの予防的取組が求められています。
- ・ 町の低出生体重児の割合は全国平均と比較すると低い水準にありますが、低出生体重児はこどもの成長や将来の健康に影響を及ぼすことから、引き続き減少に向けた取組が必要です。
- ・ 晩婚化や出産年齢の上昇に加え、生活習慣やストレス、環境要因等の影響から、不妊に悩む夫婦が増加しています。町としても、経済的・心理的負担を軽減し、安心して妊娠・出産を望める環境を整えることが求められています。

安心して暮らせる地域医療体制の構築と健康危機管理体制の強化

- ・ 町民アンケートでは「地域医療の充実」を重要と考える声が多数を占める一方、実際の満足度は十分とはいえず、住民ニーズに応じた体制強化が求められています。
- ・ 新たな感染症や激甚化・頻発化する災害に備える体制の重要性が再認識されています。感染症発生への備えや関係機関との連携強化、そして健康危機発生時に町民が適切に行動できるような情報発信や啓発活動の充実が求められています。

◆ 施策の方針

2-1-1 健康づくりの推進

- ・ がん検診の利便性向上と働く年齢層就労世代の受診率向上
- ・ 相談支援体制の強化と働き世代働く年齢層や若年層を中心としたメンタルヘルス対策の充実
- ・ 主体的な健康づくりを支える仕組みや環境の整備

<目標指標>

国指針のがん検診受診率

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
14.3%	22.0%

※ 厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に定められた対象年齢（例：胃がん 50 歳以上、子宮頸がん 20 歳以上等）における受診率

運動習慣のある人の割合

(1 回 30 分以上の運動を週 2 回以上している人の割合)

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
33.1%	37.0%

2-1-2 母子保健の充実

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援による、母子の孤立を防ぐ伴走型支援体制の充実
- ・ 妊婦健診、乳幼児健診、食育、歯科保健等を通じた、母子の健康づくり支援と疾病や健康課題の早期発見・早期対応体制の強化
- ・ 母子手帳アプリを活用した、健康管理や子育てに必要な情報・サービスに容易にアクセスできる環境の整備
- ← 妊娠期からの切れ目のない支援の実施と早産予防及び母子の健康保持の推進
- ← 乳幼児の疾病及び課題の早期発見・早期対応の実現並びに母子の孤立を防ぐ伴走型支援体制の整備
- ・ 妊娠を希望する夫婦への不妊治療費助成と県の相談窓口等の情報提供による、経済的・心理的負担の軽減と支援の充実
- ← 母子手帳アプリを活用した、健康管理や子育てに必要な情報・サービスに容易にアクセスできる環境の整備

<目標指標>

むし歯のないこどもの割合

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
89.9%	92.0%

低出生体重児の割合

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
7.8%	7.0%

電子母子手帳新規登録率

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
30.5%	80.0%

2-1-3 地域医療体制の構築と健康危機管理体制の強化

- ・ 医療提供体制の充実による休日や夜間を含め、町民が必要な時に適切な診療を受けることのできる環境の整備
- ・ 地域医療機関や民間サービスとの連携による、DX を活用した相談・受診支援体制の整備
- ・ 町と医療機関・関係機関との連携強化による感染症や災害発生時等の健康危機時に適切に対応できる環境整備
- ・ 健康危機時の適切な対応に関する情報発信及び啓発活動の充実

<目標指標>

「健康づくり、地域医療の充実」に対する満足度

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
58.0 ポイント	66.0 ポイント

◆ 関連する計画等

- ・ 大津町健康づくり推進計画
- ・ 大津町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画
- ・ 大津町こども計画
- ・ 大津町地域福祉計画
- ・ 大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分にあった健康づくり、食育に取り組むとともに、継続した健康診査とがん検診の受診や生活習慣の見直しに努めましょう ・ 地域と連携し、健康づくりやこころの健康に努めましょう ・ 妊婦健診や乳幼児健診、予防接種を適切に受診し、健康管理に努めましょう ・ 出産や子育てに関する不安や悩みを一人で抱え込まず、相談をしましょう ・ 手洗い等基本的な感染予防対策を実践しましょう ・ 適切な病院受診を心がけましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の健康づくりや過重労働の防止等、健康に配慮した職場づくりに努めましょう ・ 従業員ががん検診を受けやすい機会づくりに積極的に取り組みましょう ・ 地域でこどもの健やかな成長を見守り、親子を支える地域づくりに協力しましょう ・ 従業員が不妊治療と仕事を両立できるよう、休暇制度や勤務調整等柔軟な働き方への配慮を進め、不妊に悩む人への理解を深めましょう ・ 従業員へ手洗いを呼びかける等、感染予防対策を実践しましょう

◆ SDGs との連携



2. こども・子育て支援の充実 ～こどもが権利の主体として健やかに成長できるまちの実現～

◆ 現状と課題

「こどもの権利」尊重とこどもの健やかな成長を支える環境整備が急務

- ・ こどもが社会の一員として尊重され、その意見や思いが理解される社会の実現が求められています。こどもの権利に対する『理解と共感』を深め、家庭・地域・行政が一体となって支える取組が求められます。
- ・ こどもアンケートでは、放課後や休日に安心して過ごせる場所や、悩みを相談できる環境を求める声が多く寄せられています。家庭形態の変化や地域とのつながりが減りつつある中、こどもが年齢に応じて安心して成長・交流できる居場所づくりが求められます。
- ・ こどもの貧困やヤングケアラー等、こどもを取り巻く問題は複雑化しており、学習・生活環境や将来の就労機会にも影響を及ぼす深刻な課題となっています。こどもの健やかな成長を社会全体で支えるための取組を推進することが必要です。
- ・ 全国と同様、町内でも児童虐待の発生件数は多い状況が続いています。こどもが安心・安全な環境で健やかに成長できるよう、地域全体でこどもを見守り支援する仕組みや環境を整備し、児童虐待を未然に防ぐことが求められています。

高まる保育ニーズに対応した持続可能で質の高い保育提供体制の確保

- ・ 出生数の減少により、就学前児童数は減少傾向にあり、保育所等への入所児童数も減少に転じています。しかし、共働き世帯の増加や早期就労復帰により、保育需要は高い水準で推移しています。そこで、今後の就学前児童数の動向も踏まえ、保育士の人材確保とともに、負担軽減や専門性の向上、定着支援が重要です。
- ・ 令和 6 年度には、0～2 歳児の約 4 割の家庭が保育所等を利用せず、家庭保育をしています。保育所利用要件の有無を問わず、全てのこどもの育ちを支援する体制の充実が求められます。
- ・ 公立保育所及び幼稚園の施設の老朽化や保育ニーズの変化を踏まえ、公立保育所の再編を進めています。公立認定こども園は、町全体の保育・教育の質を高める拠点として、令和 10 年 4 月の開園を目指します。

子育て世帯の孤立防止と支援体制の充実

- ・ 転入者の増加や核家族化が進む本町では、身近に相談できる人がいない子育て世帯も多く、孤立が課題となっています。児童虐待につながらないよう、相談しやすい環境の整備と関係機関の連携による支援体制の充実が必要です。
- ・ 子育て世帯からはこどもと気軽に訪れることができ、子育ての相談や情報が得られる施設、室内外で遊べる場所を求める意見が多くあります。そのため、子育て世帯にとっての「多様な居場所」の整備と充実が求められています。
- ・ 乳幼児期から学齢期まで切れ目なく支援できるよう、「地域子ども・子育て支援事業」、「家庭支援事業」を通じて、保護者がこどもを育てるために必要となる多様なサポートを引き続き提供していく必要があります。
- ・ 子育て世帯に対する経済的支援として、18 歳までの医療費助成等の町独自の支援を継続しつつ、国の制度改正に応じた柔軟な対応が必要です。
- ・ 各種支援制度の周知に取り組んでいますが、支援制度の情報が十分に届いていないケースもあるため、効果的な周知に取り組むことが求められます。

◆ 施策の方針

2-2-1 こどもの権利が尊重され安心して生活できる地域の実現

- ・ こども、保護者、教育・保育関係者、地域住民等を対象に「こどもの権利」に関する理解促進と啓発
- ・ こどもが意見を表明しやすい場づくりと施策への適切な反映
- ・ こどもが悩みや嫌なことがあった場合、権利侵害を受けた場合に相談できる場や手段の充実
- ・ 新たに整備する子育て支援拠点や各種子育て支援事業によるこどもと子育て世帯の居場所機能の整備・充実
- ・ こどもの安定した生活環境確保に向けた、教育支援、生活支援、保護者への就労支援等の実施

<目標指標>

小学5年生・中学2年生の保護者による

「こどもの権利」内容の認知度

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
50.4%	75.0 70.0 %

小学5年生・中学2年生による

「こどもの権利」内容の認知度

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
27.3%	65.0 50.0 %

就学前児童の保護者による「こどもの権利」内容の認知度

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
45.8%	75.0%

2-2-2 保育サービスの充実

- ・ 町内園での保育士就職を目的とした人材確保等の実施
- ・ 保育士の処遇改善、研修制度の充実、DX化による業務負担軽減、キャリアパスの明確化による専門性向上と人材の定着支援
- ・ 「こども誰でも通園制度」の創設による0～2歳児保育サービスの拡充及び利用見込みを踏まえ柔軟な受け入れ体制整備
- ・ 医療的ケア児を含む多様な保育ニーズに対応できる支援体制強化
- ・ 障がい児・医療的ケア児・外国にルーツを持つこどもへの対応力強化と多様なこどもが安心して利用できる環境整備
- ・ 地域の幼児教育・保育の支援拠点としての公立認定こども園における多様なこどもへの保育の充実と地域全体で子育てを支える仕組みづくり

<目標指標>

保護者による利用保育所等への満足度

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
86.8ポイント	90.0ポイント

こども誰でも通園制度対象者の利用割合

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
0%	30.7%

こども誰でも通園制度は令和8年度(2026年度)より施行

2-2-3 こどもを安心して生み育てられる環境整備

- ・ 児童虐待の予防や早期発見、適切な支援に向けた、こども家庭センターを中心とした関係機関との連携強化
- ・ 地域全体でこどもや子育てを支援する環境づくりの推進
- ・ 保護者の「情報」「交流」「相談」の拠点となる地域子育て支援拠点事業等の充実
- ・ 乳幼児期（一時預かり、延長保育等）、学齢期（放課後児童クラブ等）、乳幼児期から学齢期（ファミリー・サポート・センター事業、病児保育等）の事業の継続と充実
- ・ ひとり親家庭や生活困窮世帯への経済支援、就労支援等の推進
- ・ こども食堂との連携による食事支援と地域の交流・居場所づくりの推進
- ・ 町ホームページや町公式 SNS、母子手帳アプリ等を活用した、多層的な情報発信・周知の強化

<目標指標>

「児童福祉・子育て支援の充実」に対する満足度

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
58.3 ポイント	71.0 ポイント

◆ 関連する計画等

- ・ 大津町こども計画
- ・ 大津町公立保育等再編方針
- ・ 大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画
- ・ 大津町障がい児福祉計画

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが権利の主体であることを理解し、意見を尊重しましょう ・ こどもが安全に過ごすことができるよう保護者だけでなく地域住民も共に協力する環境をつくりましょう ・ 熊本県・大津町の多種多様な子育て支援制度を知りましょう ・ こどもや子育て世帯が孤立し抱え込まないよう地域で見守り、困った時は相談窓口にご相談しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが権利の主体であることを理解し、意見を尊重しましょう ・ 子育て世帯が働きやすい制度・仕組みづくりに努めましょう ・ 子育て世帯が様々な制度を利用しやすいよう、職場全体での子育てに対する理解を進め推奨しましょう ・ 子育て世帯が気軽に外出できる環境づくりと、安心して過ごせる地域の雰囲気づくりを推進しましょう ・ こどもや子育て世帯に寄り添い、寄せられた相談について適切な支援機関へつなぎましょう

◆ SDGs との連携



3. 高齢者福祉の充実 ～高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現～

◆ 現状と課題

介護予防の推進と社会参画の促進

- ・ 本町の高齢化率は令和7年（2025年度）時点で23.2%であり、今後も高齢者人口は増加が見込まれ、令和22年（2040年）には25.6%に達すると予測されています。高齢化が進行する中で持続可能な福祉体制を維持していくためには、健康寿命の延伸が不可欠です。そのため、早期からの健康づくりや介護予防に取り組み、住民一人一人が自分らしく自立した生活を継続できる環境を整えることが重要です。
- ・ 高齢者の社会参加の形態が多様化する中で、老人クラブやシルバー人材センターの会員数は減少傾向にあります。一方で、高齢者が就労や生涯学習、地域活動等を通じ、生きがいを持って活動できる機会を確保することは、健康の保持や生活の充実につながるだけでなく、元気な高齢者が地域の活力を支える担い手となることも期待されます。そのため、高齢者の多様なニーズに応じた社会参加を促進し、生きがいをもって活躍できる環境の整備が求められています。

複雑化・多様化する高齢者の課題

- ・ 高齢者を取り巻く課題は、医療・介護・生活支援が重層的に絡むケースが増加していることに加え、生活様式や価値観の多様化により一層複雑化しています。さらに、地域全体が高齢化する中、医療・介護人材の不足や住民支援力（住民が互いに支え合う力）の低下、移動手段の確保が困難であること等も課題となっています。こうした課題に対応するため、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の持続可能な再構築と多職種連携の強化が求められています。
- ・ 本町においても認知症高齢者の増加が見込まれており、「認知症サポーター養成講座」等を通じて、認知症に関する基礎的な知識や対応方法の普及・啓発を進めています。認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域における理解促進と、一人一人の状況に応じた適切な支援が必要です。
- ・ 少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の変化に伴い、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、地域のつながりの希薄化が課題となる中、支援が必要な高齢者を地域社会全体で見守り支えていく共生社会の地域づくりが求められています。

◆ 施策の方針

2-3-1 介護予防の推進と社会参画の促進

- ・ 身近な地域での健康づくり活動の継続に向けた、地域人材の育成と活躍の場の提供
- ・ 高齢者が要介護状態にならないよう、継続的なポピュレーションアプローチによる介護・フレイル予防知識の普及啓発と、栄養・運動・社会参加等多方面からの効果的な予防事業の実施
- ・ シルバー人材センターの新規会員の拡大・利用促進と「就労的活動支援コーディネーター」との連携強化を通じた雇用創出の活性化
- ・ 老人クラブへの新規加入者獲得や担い手確保の推進
- ・ ボランティアやまちづくり団体等の各種コミュニティとのマッチング

<目標指標>

高齢者の「通いの場」への参加率 [※]		介護アシスタントの人数 [※]	
令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)	令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
3.3%	4.5%	17人	45人

※ 地域の高齢者等が公民館等に集まり、体操やレクリエーション活動等を行う地域の居場所

※ 介護施設の現場等で、介護職員に代わり、専門的な介護資格を持たない人でも行える業務を行う人（髪乾かしやお話相手等）

2-3-2 高齢者の生活支援の充実と地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・ 複合化・多様化する高齢者の課題やニーズに対応するための地域包括支援センターの機能強化
- ・ デジタル技術の活用も含めた高齢者や介護する家族への生活支援等サービス（移動支援・見守り等）の充実及び生活支援コーディネーターによる地域住民・NPO・民間事業者等と連携した地域の支え合い活動の推進と生活支援等サービスの提供体制の整備
- ・ 認知症の理解促進、早期発見・早期ケア、認知症の人及び介護者支援体制の強化
- ・ 高齢者が望む場所で安心して生活を続けられるための医療・介護連携のより一層の強化
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の充実による、要支援・要介護状態の重度化防止

<目標指標>

認知症カフェの開催地区数		高齢者等見守りネットワーク協力団体登録数	
令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)	令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
2地区	8地区	29団体	34団体

◆ 関連する計画等

- ・ 大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画
- ・ 大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
- ・ 大津町健康づくり推進計画
- ・ 大津町地域公共交通計画

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 地域の行事やスポーツ活動、通いの場、老人クラブ等へ積極的に参加し、自らの健康づくり等に努めましょう シルバー人材センターやボランティア団体等に参加し、地域の担い手として、経験や能力を活かした活動に取り組みましょう 認知症への正しい理解を深めるとともに、地域の高齢者に対する見守りや声掛けを行いましょ 	<ul style="list-style-type: none"> 住居や交通網・道路のバリアフリー対策や「高齢者等見守りネットワーク」への積極的参加等、高齢者に優しいまちづくりを進めましょう 就労を通じた高齢者の社会参画に向け、高齢者を積極的に雇用しましょう

◆ SDGs との連携



4. 障がい福祉の充実 ～誰もが認め合い、輝き、心触れ合う、共生のまちの実現～

◆ 現状と課題

障がい福祉サービスの利用増と相談内容の多様化・複雑化

- ・ 町では、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、生活支援や就労支援等の体制整備を進めています。近年、障がい福祉サービスや障がい児通所支援の利用者は増加しており、公費負担額は、過去 5 年間で大幅に増加しています。今後、利用者のニーズが高まる中、サービスの利用見込みやサービス内容、効果等を検証しながら、計画的な事業所設置を含め、持続可能な福祉体制の構築を図る必要があります。
- ・ 「発達障がい」に対する理解は広がりつつありますが、こども・大人それぞれの支援体制や本人への配慮や対応は十分とは言えません。本人が社会で充実した生活を送るためには、地域や学校、職場等の様々な場面での理解と支援が必要です。特にこどもの発達障がいについては、乳幼児期の早期発見・早期対応に加え、家庭、保育所、学校、事業所等でこどもと関わる支援者が連携して療育を進める体制づくりが必要です。
- ・ 障がいにより生活上の困難を抱える本人や家族が、福祉・医療・教育・就労等の課題を一体的に相談できる体制が求められています。町では「大津町障がい者基幹相談支援センター」(ふくしの相談窓口)を中心に、支援機関との連携を充実させ、相談対応力の向上を図る必要があります。

就労機会の拡充と社会参画の推進

- ・ 障がい福祉は、障がいのある人が地域で自立し、安心して暮らせる体制を整えることを目指しています。町民アンケートでは、障がい福祉を重要と考える人が約 5 割に上る一方、満足度は 2 割にとどまっています。支援の質向上と地域全体の理解促進を両輪として、合理的配慮を進め、誰もが尊重される地域共生社会の実現が求められています。
- ・ 町民アンケートでは、約 5 割が障がいによる差別を感じており、特に教育・就労の場面での課題が見られます。障がいのある人が社会の一員として自立した生活を送るためには、合理的配慮を定着させるとともに、教育・就労・地域活動の機会拡充や本人が活躍できる機会を創ることが必要です。

◆ 施策の方針

2-4-1 障がい児・障がい者支援の総合的推進

- ・ こどもの発達障がいの早期発見に向けた、乳幼児健診や学校、保育所等、学童保育等での巡回相談の実施
- ・ 療育を必要とするこどもが適切な支援を受けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス等の設置促進。あわせて、乳幼児健診や学校、保育所等、学童保育との情報共有及び連絡調整による期発見から切れ目のない支援に繋げる連携体制の構築
- ・ 障がいに関する多様化・複雑化した相談課題に対応するための、「大津町障がい者基幹相談支援センター」(ふくしの相談窓口)を中心とした、各支援機関との連携や伴走型支援の強化

<目標指標>

障がい者基幹相談支援センターの相談終結割合

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
24.0%	70.0%

※ 年間の新規相談件数に対する終結件数割合

2-4-2 自立・社会参加と地域共生社会の実現

- ・ 地域・企業・関係機関との連携による、合理的配慮の理解と実践の促進及び障がいに対する理解促進と差別・偏見の解消
- ・ 多様な雇用や就労環境の整備、居住環境の支援及び啓発活動の実施
- ・ 障がいのある人の生活基盤の確保や働くことによる生きがいの実現を目指し、就労継続支援事業の充実や一般就労への移行支援の推進
- ・ いきいきと自分らしく充実した生活の実現に向けた、趣味・文化・学習活動等に参加できる場の提供と情報発信の強化

<目標指標>

「障がい福祉の充実」に対する満足度		就労系福祉サービス利用後の一般就労移行者数（年間）	
令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）	令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
53.1 ポイント	60.0 ポイント	2 人	6 人

◆ 関連する計画等

- ・ 大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画
- ・ 大津町障がい者基本計画
- ・ 大津町障がい福祉計画・大津町障がい児福祉計画
- ・ 大津町こども計画

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人を理解し、障がいのある人もない人も地域の一員として互いに助け合いながら共に生活していきましょう ・ 障がいのある人への差別をなくすために、一人一人が思いやりの心を持ち、その輪を広げていきましょう。そして、障がいのある人もない人も共に生活し、活躍できる町をつくしましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中で、障がいのある人もない人も、共に安心して暮らせるように、互いに助け合う地域をつくりましょう ・ 障がいのある人への差別をなくし、一人一人の状況に応じた合理的配慮を行いながら、誰もが学び、働き、安心して暮らせる環境をつくりましょう ・ 障がいのある人が活躍できる就労の場を積極的に整え、障がいの有無に関わらず、誰もが共に働き、生活できる場を提供しましょう

◆ SDGs との連携



5. 地域福祉の充実 ～誰もが一緒に安心していきいきと暮らせるまちの実現～

◆ 現状と課題

多様化する福祉課題の迅速な解決に向けた関係機関の連携強化

- ・ 近年、少子高齢化や生活環境の変化等により、経済的困窮やこどもの貧困等、多様な福祉課題が顕在化しています。特に、複雑・複合的な課題を抱える住民や、既存制度の対象とならない「制度の狭間」にある人が増加しており、従来の縦割りの支援体制では十分に対応できない状況となっています。
- ・ このような、複雑化・複合化した課題を抱える住民の支援のため、大津町では「ふくしの相談窓口」を設置し、関係機関と連携した伴走型の支援を推進するとともに、属性を問わない包括的な支援体制の構築に取り組んでいます。今後は、行政・専門機関・地域住民が一体となった包括的な支援体制の強化が求められます。
- ・ 行政・専門機関・地域住民等、それぞれの支援者が一体となり継続的な支援を行うためには、支援者それぞれの役割をコーディネートする機関が必要です。あわせて、地域で活動する団体や個人等の地域資源を掘り起こし、相互に連携することで、課題の早期発見と相談支援、見守り体制の充実を図ることが重要です。こうした役割を担うのが「ふくしの相談窓口」の相談支援包括化推進員ですが、連携先となる機関が限られていることや、関係構築に時間を要すること等が課題となり、相談終結に至らず、長期的な支援となるケースが多い状況です。

地域における相互扶助の意識醸成とコミュニティ活動への支援

- ・ コロナ禍以降、住民同士のつながりが希薄化していることに加え、町外からの転入者や外国人人口の増加等、生活文化や情報環境の違いから地域参加が難しいケースもあり、地域コミュニティの維持が課題となっています。町民アンケートでは、「地域での支え合い」に対する満足度が全体の約3割にとどまり、活動への期待と課題意識が共存している状況です。活動の担い手不足や関与の負担感、情報共有の不足等が背景にあり、地域福祉のあり方そのものを見直す必要があります。
- ・ 少子高齢化や生活様式の変化に伴い、区長や民生委員、地域福祉推進委員を含む地域の担い手・後継者不足が進行しています。自主的な地域活動は、災害時の支え合いや孤立防止等行政を補完する重要な役割を果たしており、継続的な活動支援と新たな参加促進が求められます。
- ・ 災害時避難行動要支援者名簿を活用した個別避難計画や地区避難計画の策定は、個人情報保護への懸念や地域組織の担い手不足等により進んでいないのが現状です。制度理解の促進と地域支援力の強化が今後の課題です。

◆ 施策の方針

2-5-1 包括的支援体制の充実

- 生活困窮・子育て・介護・障がい等複合的かつ複雑化した内容の相談解決に向け、「ふくしの相談窓口」を起点とした、役場関連部局や各支援機関が連携して対応できる仕組み・体制づくり
- 民生委員・児童委員をはじめとした、関係団体の活動支援による地域支え合い活動の充実
- 課題の早期発見や相談支援、見守り体制の充実を図るとともに、地域で活動する団体・個人等の地域資源を掘り起こし、地域全体で支え合う体制構築の推進
- 各支援機関同士の円滑な連携を推進するコーディネート役（相談支援包括化推進員）の資質向上と、各支援機関の連携強化

<目標指標>

相談支援包括化推進員の相談終結割合

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
37.0%	70.0%

※ 新規件数と前年からの継続件数に対する終結件数割合

ふくしの相談窓口の連携先実績

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
49 件	60 件

※ ふくしの相談窓口が連携した関係機関の数

2-5-2 地域福祉意識の高揚

- 地域福祉活動を実施する地区の増加及び地域課題を地域住民同士で議論・解決できる体制構築に向けた、地域住民参加による地域福祉の実践支援とその推進体制の整備
- 避難行動要支援者名簿の情報提供同意の推進と、避難後のケアも含めた地域の受援・支援体制づくり

<目標指標>

「地域福祉の充実」に対する満足度

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
52.6 ポイント	60.0 ポイント

小地域福祉活動実施地区及び地区での福祉の話し合いを行った地区数

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
20 地区	30 地区

災害時避難行動要支援者名簿記載情報の提供同意者割合

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
39.9%	55.0%

◆ **関連する計画等**

- ・ 大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画
- ・ 大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
- ・ 大津町障がい者基本計画
- ・ 大津町障がい福祉計画・大津町障がい児福祉計画
- ・ 大津町こども計画
- ・ 大津町健康づくり推進計画
- ・ 大津町重層的支援体制整備事業実施計画

◆ **みんなの役割**

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉に関心を持ち、各種研修や講座に参加しましょう ・ 地域のつながりを大事にし、地域での見守りや支え合い活動に積極的に参加しましょう ・ 社会福祉協議会、教育機関、住民等と連携しながら地域の福祉活動やボランティア活動を推進しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所間の連携を強化しましょう ・ 支援が必要と思われる人を確認したら、ふくしの相談窓口や社会福祉協議会等へ情報を提供しましょう ・ 福祉に関する専門技術をお持ちの方は、地域へ還元していきましょう

◆ **SDGs との連携**



6. 保険制度の健全な運営 ～病気や介護をみんなで支え合い、健やかに生活できるまちの実現～

◆ 現状と課題

医療保険制度の安定的な運営の継続

- ・ 本町の国民健康保険における医療費は、県内平均より低い水準で推移しています。しかし、医療技術の高度化、生活習慣病の増加等により一人当たり医療費は、令和元年度（2019年度）と令和6年度（2024年度）を比較すると11.7%増加しています。今後は、重症化予防や生活習慣改善、適正受診・適正服薬等医療費適正化への多角的な取組が必要です。
- ・ 団塊の世代が75歳に到達し、後期高齢者医療制度の被保険者と医療費は増加しています。現役世代の負担が増す中、医療費適正化に加えて、健康寿命の延伸や介護予防を含めた健康維持への支援強化が求められます。
- ・ こども医療助成制度は満18歳までを対象に、経済的負担の軽減と疾病の早期治療の促進を通じて、こどもの健康維持と子育て支援を目的としています。制度を持続させていくためには、保護者の安心と国が進める医師の働き方改革を併せた適正受診に関する啓発が求められます。

介護保険制度の適正な運営の継続

- ・ 高齢者数の増加に伴い、要支援・要介護認定者数及び介護給付費は増加傾向にあります。持続的な制度運営のためには、介護給付費の適正化に取り組み、保険料の増大を抑制することが重要です。
- ・ 要介護認定者の内訳を見ると、重度認定者よりも要支援から要介護1といった軽度認定者が増加しています。自立支援型サービスを推進し、介護状態の重度化を防ぐ取組を進めることが求められます。
- ・ 介護保険サービスの需要は今後も増加が見込まれる一方、介護職員の確保は全国的な課題であり、本町でも他業種との賃金格差等により、必要な人材を安定的に確保することが課題となっています。職員の定着促進や職場環境の改善を図るとともに、テクノロジーの活用による業務効率化・生産性向上を推進していくことが求められます。

◆ 施策の方針

2-6-1 疾病予防のための保険事業と医療費適正化に向けた啓発

- ・ 疾病の早期発見・早期治療につながる特定健診の推進と未受診者への受診勧奨
- ・ 特定健診結果による疾病へのリスクが高い町民への重症化予防の個別指導
- ・ 疾病予防につながる運動指導や食事等生活習慣の形成支援
- ・ 高齢者への切れ目のない支援に向けた、高齢者の保健事業及び介護予防事業等の一体的な実施
- ・ 適正受診や適正服薬及び健康維持に必要な情報発信
- ・ こども医療費助成制度の持続的な実施に向けたこども医療電話相談の活用等適正受診の啓発

<目標指標>

一人当たり保険給付費（国民健康保険）		特定健診受診率（国民健康保険）	
令和6年度（2024年度）	令和11年度（2029年度）	令和6年度（2024年度）	令和11年度（2029年度）
347,625円	390,000円	44.4%	46.4%

2-6-2 介護保険制度の円滑な運営

- ・ 利用者の生活・身体機能の維持を尊重した自立支援型のケアマネジメントの推進
- ・ 重度化を防ぎ、被保険者とその家族の生活の質を維持・向上させる、適正な介護保険制度の運営
- ・ 介護テクノロジー等の導入支援や、介護アシスタントの養成・施設等とのマッチング支援
- ・ 多様な人材の参入促進、処遇改善や職場環境改善による定着促進、人材育成の推進、外国人介護人材の受入等の支援

<目標指標>

65歳以上の要介護・要支援の認定率※

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
18.3%	18.2%

新規要支援・要介護認定者の平均年齢

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
81.9歳	83.0歳

※ 介護保険第1号被保険者のうち、要介護・要支援の認定を受けている人の割合

◆ 関連する計画等

- ・ 大津町国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)
- ・ 大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康に生活するため、毎年の健診受診や健全な生活習慣を心がけましょう ・ 適正な病院受診を心がけましょう ・ 地域の行事やスポーツ活動、通いの場、老人クラブ等へ積極的に参加し、自らの健康づくり等に努めましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>社会保障の一つとして、保険制度をみんなで支え合いましょ</u> ・ <u>関係機関と連携し、適正なサービス提供と健全な制度運営に努めましょ</u> ・ 住居や交通網・道路のバリアフリー対策や「高齢者等見守りネットワーク」への積極的参加等により、高齢者に優しいまちづくりを進めましょ

◆ SDGs との連携



第3章 教育・文化・スポーツ

1. 家庭教育への支援 ～夢を持ち、育み、叶えられる土台が整ったまちの実現～

◆ 現状と課題

家庭教育力の向上に向けた支援が必要

- ・ こどもの基本的な生活習慣の確立は、家庭教育の基盤となるものであり、基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。こどもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠は当然のことですが、本町ではこれらに加え、「三つの約束（あいさつをする、時間を守る、人の話を聞く）の定着に取り組んでいます。家庭や学校、地域が連携しながら、日常生活の中で自立や社会性を育む取組の継続が求められます。
- ・ 情報化の進展により、家庭内でのインターネットやスマートフォン利用に関するルールづくりや、情報リテラシー・モラル教育の重要性が高まっています。併せて、保護者自身が学び、家庭教育を支え合う地域の仕組みづくりや、学校・地域ボランティアとの連携による支援体制の充実が求められます。
- ・ 一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等を背景に、こどもへの関わりが分からず孤立感を募らせている保護者も増加しており、特に転入者の多い本町においてはその傾向が強いと言えます。こうした中においても、こどもの教育の第一義的な責任を有するのは家庭であるとの前提のもと、各家庭の教育力の向上に向けて支援が必要です。

家庭の経済基盤に対する支援が重要

- ・ 物価高騰が長期化し、生活費や教育費等幅広い分野で家計への負担が増大している中において、生活保護を受けている保護世帯及び保護世帯に準じる世帯に係る就学援助の増加傾向が続いています。
- ・ 家庭教育を支える基盤として、経済的に困難な家庭が教育や生活面で不安なくこどもを育てられる環境整備が重要です。教育的貧困や学びの環境格差の拡大を防ぐため、支援制度の周知徹底や活用支援が必要です。

◆ 施策の方針

3-1-1 家庭教育力の向上

- ・ 「三つの約束」や「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進に加え、保護者が家庭教育の重要性を学び合う機会の拡充や、地域ぐるみで子どもを育む取組の推進
- ・ 子どもの育みを保護者同士が相互に支え合うための交流機会の創出
- ・ PTAをはじめとする関係機関との連携による「家庭教育力」の向上
- ・ 家庭内で親子が実践できる「携帯・スマホの利用ルール」づくりの推進による家庭内におけるインターネット環境を取り巻く課題の解決

<目標指標>

「三つの約束」の実践状況評価

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
3.1	3.3

※ 「三つの約束」の実践状況評価=「大津町学校教育ビジョン」における共通実践事項の実施状況等評価(4段階)

くもと「親の学び」プログラム進行役養成講座受講者数

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
26人	40人

「親の学び」プログラム参加者数

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
600人	720人

3-1-2 経済的な困難を抱える家庭への支援

- ・ 就学援助等の経済的な困難を抱える家庭に対する経済的支援制度の拡充及び、各種制度の認知度・理解度の向上に資する情報提供の充実

<目標指標>

住民税非課税世帯への支援率

~~-(支援世帯数/児童生徒がいる住民税非課税世帯数)-~~

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
81.2%	100.0%

◆ 関連する計画等

- ・ 大津町学校教育ビジョン
- ・ 大津町学校教育情報化推進計画

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本県や大津町の多種多様な子育て支援・教育制度を知りましょう ・ 子育ての悩みは家庭で抱え込まず、行政の相談窓口や学校・園等に気軽に相談しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者を中心としつつ、地域のみみなでこどもを見守り、協力して子育てに取り組みましょう ・ フレックス制やテレワーク制の導入、企業内保育所等子育て世帯が働きやすい制度・仕組みづくりに取り組みましょう ・ 子育て世帯世代が様々公的な制度を利用しやすくなるよう、職場全体で子育てに対する理解を進め、従業員の制度利用を推奨しましょう

◆ SDGs との連携



2. 幼児教育・学校教育の充実 ～こどもが夢を持ち、夢を育める学校・園のあるまちの実現～

◆ 現状と課題

幼児期からの切れ目ない育ちの支援強化

- ・ 出生後から、保健・医療・福祉が連携し、こどもの発達支援と子育ての相談支援を継続的に実施することで、次の段階である幼児教育への円滑な移行につなげていく必要があります。
- ・ 「遊びや生活を中心とする幼児教育」と「学習を中心とする小学校教育」とでは、教育の内容や方法が異なるため、スムーズに適応できない児童がいる実態があり、幼児教育と小学校教育の円滑な接続が求められています。
- ・ 幼児教育と小学校教育を滑らかにつなぐ国の考えをもとに大津町で作成した「架け橋期カリキュラム」に基づき、小学校入学前から入学後の園等との意見交換や児童の様子の情報共有を行い、園と小学校が連携してこどもの発達段階に応じた学びを進める必要があります。

確かな学力の育成

- ・ 全国学力調査は、概ね県・全国平均並みを維持していますが、学校間や教科によって差が見られます。学力の分散を縮小し、学びに困難を抱える児童生徒への個別支援の強化をするとともに、引き続き各学校段階を通じて、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の確かな学力の育成を図る必要があります。
- ・ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実及び「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」に向け、一人一台端末を活用し、授業での探究学習や課題解決型学習、家庭での学習支援等、児童生徒自身が ICT を活用しながら学ぶための学習指導等を工夫し、実践する必要があります。

豊かな心の育成

- ・ 自己肯定感の低下は、挑戦意欲や学習意欲の低下につながる傾向があり、人権教育や道徳教育を基盤に、こどもが自らの存在を尊重し他者を思いやる心を育む取組が必要です。
- ・ 人権教育を基盤とした教育活動を行うに当たり、いじめ・不登校の未然防止や適切な対応については引き続き取り組んでいく必要があるため、こどもたちの豊かな情操や道徳心を培い、幸福感、学校や地域でのつながり、多様性への理解や社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を一体的に育む必要があります。
- ・ 核家族化の進行、地域のつながりの希薄化や町の地域構造の変化等により、地域の伝統や文化をこどもたちに伝えていくことがより一層困難になることが想定されるため、多様な人々と協働しながら、こどもたちが本町の伝統や文化を理解し、その良さを継承・発展させるための教育を充実させる必要があります。

健やかな体の育成

- ・ こどもたちの心身の健やかな発達を支えるためには、幼児期から多様な運動経験を積み重ねることや、バランスの取れた食生活を身に付けることが重要です。そのため、学校・家庭・地域が一体となって食育やスポーツの推進に取り組み、こどもたちが安全かつ継続的に学び・体験できる環境を整備していく必要があります。

たくましく未来を切り拓く力を身に付けることができる学校での学びの推進

- ・ 児童生徒の意識調査では「将来の夢がある」と答えた割合が高い一方、自信の持てない層も見られます。学校での学びを通して自らの将来とのつながりを見通す力や将来を考える力を育成し、社会での役割を意識できるよう、キャリア教育や主権者教育を一体的に推進する必要があります。
- ・ 本町においては、進学や就職による若者の転出が顕著であることから、幼少期から地元への愛着を育み、子どもたちが自らの将来を考える力を養うとともに、地元の魅力や仕事を理解し、結果として地域を支える人材に成長するような取組を推進する必要があります。
- ・ 海外とのつながりが進む中で、異文化理解や多様な価値観を尊重し、地域や国際社会で活躍できる人材の育成が求められており、その基盤となる英語力や国際感覚を養う教育を推進する必要があります。

多様な教育ニーズへの対応

- ・ 本町の小学校及び中学校における特別支援学級の児童生徒は増加傾向にあり、障がいのある子ども一人一人の教育ニーズに応じた学習環境を整備するとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に過ごすための環境整備やインクルーシブ教育システムの構築を推進する必要があります。
- ・ 本町の外国人人口の増加と共に、本町の小学校及び中学校における外国にルーツを持つ児童生徒が増加しており、学習支援や日本語教育と共に、文化の違いを認め合い共に学ぶ学校づくりが求められます。
- ・ 本町の小学校及び中学校の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、不登校児童生徒一人一人の状況に応じて学校内外の専門家と連携した対応を行い、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すことのできる環境整備が求められています。

子どもたちを取り巻く教育環境の改善・整備

- ・ 虐待や貧困等による相談の増加や、支援を必要とする子どもへの対応等で、教職員の長時間労働が課題となっており、教職員が本来業務に専念するため、多様な視点からの改善が必要になっています。教職員の長時間労働解消は、教育の質の確保と職員の健康保持の両面から喫緊の課題であり、社会全体で求められる改革として町独自の取組が求められます。
- ・ 地域のつながりの希薄化が進展する中で、本町の将来を担う子どもたちを地域全体で育む意識を醸成し、学校を地域連携の核とし、学校と地域とが連携・協働する体制を一層推進する必要があります。
- ・ 学校施設においては、児童生徒数の変化への対応や老朽化した施設の改修、地球温暖化への対応等子どもたちが安全かつ快適に学ぶことのできる環境の整備が求められています。

◆ 施策の方針

3-2-1 幼児教育（就学前教育）の充実と学校教育との連携強化

- ・ 幼児教育アドバイザーの活用や研修会等の実施による、幼稚園、保育所、認定こども園等における質の高い幼児教育の提供
- ・ 幼児期の学び・育ちを基礎として、小学校での学校生活に円滑に移行することに向けた、幼児期と児童期の「学びと育ち」をつなぐ「大津町架け橋期カリキュラム」の活用

<目標指標>

「大津町架け橋期カリキュラム」を活用した

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等の数

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
0 施設	19 施設

3-2-2 確かな学力の育成

- ・ 一人一台端末を効果的に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
- ・ 「町学力調査」に基づく、町・学校・こどもの課題分析と課題克服に向けた学習内容の個別最適化
- ・ 個別指導の充実を図る学習支援指導員や学校支援員の配置等の支援環境整備
- ・ 家庭と連携した家庭学習の充実
- ・ 自然災害等でも途切れることのない学びを保障することに向けた ICT 環境の適切な維持と活用

<目標指標>

大津町学力調査結果（小学校）

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
98.2%	100.0%

※ 3 年生から 6 年生における国語と算数の全国との比較（4 月実施）

大津町学力調査結果（中学校）

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
95.7%	100.0%

※ 全学年における国語、数学、社会、理科、英語の全国との比較（4 月実施）

3-2-3 豊かな心の育成

- ・ 道徳的実践力や人権感覚の育成に向けた道徳教育や人権教育の充実
- ・ 地域への愛着や郷土愛の醸成に向けた体験活動や地域での学びの機会の充実

<目標指標>

社会性における指標「思いやり（人間関係構築力）」を評価する心理検査における全国偏差値（小 6）

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
47.7	50.0

自分のことを大切に思っている人々にとって自分がかげがえのない存在であることを知っている割合（小 6）

令和 7 年度（2025 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
76.7%	80.0%

3-2-4 健やかな体の育成と健康の増進

- ・ 体育学習の充実や社会体育と連携したスポーツ環境の充実による体力向上と健康の増進
- ・ 学校給食を通じた健康の保持と食の大切さを教える食育指導の充実
- ・ 地元産食材の活用とその良さを学ぶ機会の確保
- ・ 給食を衛生的、安定的に供給するための給食センターの適正管理

<目標指標>

食育指導の実施（給食センターの学校訪問指導）

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
37 回	46 回

学校授業以外で週 4 日以上運動している割合（小 6）

令和 7 年度（2025 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
40.7%	50.0%

3-2-5 たくましく未来を切り拓く力の育成

- ・ 英語力や国際感覚の向上に向けた外国語講師の派遣及び英検受験、国際交流の機会提供
- ・ 一人一人の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育及び自ら将来を考える力の育成
- ・ 主体的に社会に参画する力を育むジュニアリーダー 夢議会の開催をはじめとした主権者教育の充実

<目標指標>

中学 3 年生で CEFR の A1 レベル相当

（英検 3 級等）以上を有すると思われる生徒の割合

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
50.8%	60.0%

中学 1 年生及び 2 年生で

英語の勉強が好きな生徒の割合

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
52.3%	75.0%

3-2-6 多様な教育ニーズへの対応

- ・ 一人一人の教育的ニーズに応じながら全ての子どもがともに学ぶことを前提としたインクルーシブ教育システムの構築推進
- ・ 個別の指導計画に基づく障がいのある子ども一人一人の教育ニーズに応じた指導の実施
- ・ 日本語指導を行うための教員配置や民間等を活用した日本語指導の充実
- ・ 子どもと家庭の支援体制向上及び不登校やいじめ等の多様な相談に対応できる体制整備に向けた教育支援センターや臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の効果的な活用

<目標指標>

不登校児童生徒が教職員 以外にだけでなく

関係機関から支援を受けている割合

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
94.0%	100.0%

日本語指導を必要とする児童生徒のうち

実際に日本語指導を受けている割合

令和 7 年度（2025 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
84.2%	100.0%

3-2-7 教育環境の整備・充実

- ・ 教職員が本来の業務に専念できる環境整備に向けた業務の効率化と業務の見直し
- ・ 地域住民の声と力を積極的に活かした、地域と一体となった特色ある学校づくり（コミュニティ・スクール）の推進
- ・ 地域学校協働活動推進員を核とした地域と共にある学校づくり（地域学校協働活動）の推進
- ・ 施設の経年劣化や児童生徒数の変化に応じた計画的な施設整備
- ・ 地球温暖化に備えた、体育館空調設置等の体育館の空調設置等に対応した計画的な施設整備

<目標指標>

1か月の時間外在校等の時間が 45時間以内の教職員の割合（小学校教職員）		1か月の時間外在校等の時間が 45時間以内の教職員の割合（中学校教職員）	
令和6年度（2024年度）	令和11年度（2029年度）	令和6年度（2024年度）	令和11年度（2029年度）
64.7%	100.0%	51.6%	100.0%

◆ 関連する計画等

- ・ 大津町学校教育ビジョン
- ・ 大津町学校教育情報化推進計画
- ・ 教職員の業務改善に向けた取組方針
- ・ 大津町いじめ防止基本方針
- ・ 大津町公共施設等総合管理計画
- ・ 大津町個別施設計画

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習ボランティア活動や読み聞かせボランティアに参加し、学校支援やこどもたちの学ぶ機会の充実に協力しましょう ・ こどもたちの育成のため、学校・園からの要請等に積極的に協力しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの未来を拓き、社会に貢献できる人材育成に向けて、キャリア教育の推進に協力しましょう ・ 地域への愛着、誇りを育むため、地元の食材を使いましょう

◆ SDGs との連携



3. 生涯学習と生涯スポーツの推進 ～学びとスポーツを通じて誰もがいきいきと暮らせるまちの実現～

◆ 現状と課題

多様な世代への学習機会の提供と社会教育団体との協働

- ・ 若い世代の公民館講座への参加が少ない傾向が続いており、世代にマッチした内容の講座開設や講座の魅力化を進める必要があります。
- ・ 町の「知の拠点」であるおおづ図書館が取り組む多彩なイベントには多様な世代が参加しており、多彩なイベントの開催を通じて町民の学びや交流を促進し、地域課題の理解や関心を高める「知の拠点」としての役割強化が求められます。
- ・ 生涯学習施設の周知に加え、町民が訪れたい魅力づくりや利便性向上を図り、学びと交流が生まれる環境整備が必要です。
- ・ 町民が世代を超えて集い、学びや交流を通して心身の健康や地域のつながりを育む“居場所”としての機能を強化することが求められます。
- ・ 「社会教育」を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりが一層重要であるとされる中で、PTA やこども会をはじめとする社会教育団体や文化団体との連携を深めていくことが重要です。

生涯学習施設等の機能強化や老朽化対策が課題

- ・ 生涯学習センターや図書館等の主要生涯学習施設については、サービス機能の再定義と一体的な更新・改修・保全を計画的に進める必要があります。
- ・ 「スポーツのまち・大津」の象徴である大津町運動公園は、競技団体や一般利用者のニーズに対応した機能向上を図りながら、効率的で持続可能な運営が求められます。
- ・ 町の避難所に指定されている生涯学習施設等は、引き続き防災機能を高めていく必要があります。
- ・ 利用実態や老朽度を踏まえた上での施設の最適化の検討が必要です。

スポーツ団体をはじめとする多様な主体との連携によるスポーツの振興

- ・ 町ゆかりの選手のオリンピックでの活躍や町内の学校や企業チームによる全国レベルでの活躍もあり、町民のスポーツへの関心は高まっています。
- ・ 全ての町民が参加して楽しむことのできるインクルーシブスポーツを推進する必要があります。
- ・ 町のスポーツ振興に大きな役割を果たしているスポーツ3団体（大津町体育協会、NPO 法人クラブおおづ、大津町スポーツ推進委員）や指定管理者等の関係団体との連携を更に強化し、多様な世代を巻き込んだスポーツ推進体制を進化させていく必要があります。
- ・ コロナ禍の影響もあり、校区スポーツ振興会の解散や活動休止が続いており、地域のスポーツ活動を支える人材の育成・循環・継承を進め、持続可能な地域のスポーツ体制整備が求められています。
- ・ サッカーコート4面を有するスケールメリットを活かした運動公園への大会やキャンプ等の誘致と町民利用の両立を図りつつ、体育館等の快適性や利便性を高め、交流と健康づくりが両立する施設運営が必要です。

町民の運動習慣の定着と地域連携による円滑な部活動休日展開

- ・ 町民の運動習慣（スポーツ実施率）が低下傾向にあります。運動習慣には生活習慣病の予防や改善につながり医療費を抑制する効果も期待できることから、町民の運動習慣の向上を目指す必要があります。
- ・ スポーツ3団体等との協働・連携という町の強みを活かし、小学生を対象とした学童スポーツクラブが軌道に乗っています。全国的な課題である中学校部活動の段階的な休日地域展開についても、スポーツ3団体や文化団体と連携しながら、生徒や保護者の理解と納得を得ながら、段階的に進めていく必要があります。

◆ 施策の方針

3-3-1 生涯学習の充実

- ・ 多様な世代のニーズに応えながら、町民が学びを深め、更にもその学びを地域に還元し、まちづくりに活かすことができる公民館講座の提供
- ・ 住民の教養の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与できる文化活動の推進と、その活動を下支えする文化団体との協働
- ・ 公民館講座や公民館活動を通じた生涯学習人材の育成と、活動への参加を促す実効性のある情報発信
- ・ 町の知的創造の拠点として、集える・憩える・役に立つ図書館の実現
- ・ 町民が利用しやすい「居場所」となる生涯学習施設と社会体育施設の運営
- ・ PTA 活動や子ども会活動への支援をはじめとする社会教育団体の育成・支援
- ・ 地域全体で子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動への町民参加の促進

<目標指標>

公民館講座(教室)参加者数

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
4,085人	4,200人

図書館のイベント参加者数

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
3,728人	4,000人

図書館の年間貸出延べ利用者数

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
48,500 497 人	50,000人

※ 館内閲覧者及び学習利用者は除く

3-3-2 施設の長寿命化対策と機能強化

- 生涯学習施設の施設予約システムや Wi-Fi 環境等の ICT 化や施設の機能を高めるための整備計画策定と段階的な整備
- 大津町運動公園をはじめとした社会体育施設の劣化改善による安全性向上と、誘客促進につながる整備計画策定と段階的な整備
- 生涯学習施設と社会体育施設の防災機能強化
- 社会体育施設整備に向けた民間資金等の活用

<目標指標>

生涯学習施設※の利用者数

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
95,998 人	107,000 人

※ 生涯学習施設 = 生涯学習センター、大津地区公民館分館、陣内地区公民館分館、オークスプラザ、野外活動等研修センター、矢護川コミュニティセンター、図書館

おおづ図書館の総合的な満足度

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
73.6%	80.0%

※ アンケート調査での「満足」「やや満足」の割合

3-3-3 「スポーツのまち・大津」の環境整備と有効活用

- 大津町運動公園をはじめとするスポーツ施設のポテンシャルを引き出す整備と運営
- スポーツ 3 団体等との連携強化による「ジュニア育成」、「地域人材育成」及びスポーツ指導者等の人材育成・支援
- 県や競技団体、観光団体等との連携による全国大会やトップレベルチームのキャンプ誘致、スポーツ施設を活かしたスポーツコンベンションの推進とプロモーションの強化
- 町出身のトップアスリートが世界や全国で活躍する姿を町民と共有し、共に感動できる「スポーツのまち・大津」の推進

<目標指標>

町スポーツ施設※利用者数

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
381,489 人	430,000 人

※ 運動公園、町民グラウンド、高尾野グラウンド、杉水公園、山村広場、昭和園テニスコート、町民テニスコート、武道館、菊阿体育館

3-3-4 スポーツ活動の場及び機会の提供

- ・ スポーツ推進委員と連携した新たなスポーツ活動の推進
- ・ 住民が主体的に参加できるスポーツ環境の整備による地域コミュニティの活性化
- ・ ライフステージに応じた健康運動教室や軽スポーツ等、個人や団体が気軽に参加できる多様な運動機会の提供
- ・ 障がいの有無や性別、スポーツの得意・不得意、年齢等に関わらず、その場にいる誰もが一緒に楽しめるインクルーシブスポーツの推進
- ・ 中学校部活動の地域展開を通じた、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化活動に取り組める環境の整備

<目標指標>

町民のスポーツ実施率

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
49.4%	55.0%

※ 1週間に1回(30分)以上の運動をした20歳以上の町民数/20歳以上の町民数

◆ 関連する計画等

- ・ 大津町公共施設等総合管理計画
- ・ 大津町個別施設計画
- ・ 大津町学校教育ビジョン
- ・ 大津町子ども読書活動推進計画

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習活動に積極的に参加し、学んだ知識をまちづくりに活かしましょう ・ 学びの時間を大切にして、豊かな心を育てましょう ・ ウォーキング等体を動かす習慣をつけ健康を保ちましょう ・ 地域行事に参加し地域のコミュニティを育みましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座等を活用し、地域での学びの機会をつくりましょう ・ こどもたちの健全育成を地域で推進しましょう ・ 従業員の健康づくりのため、従業員のスポーツ活動を支援していきましょう ・ スポーツ指導や文化活動の指導ができる従業員が町内で活躍できるよう支援していきましょう

◆ SDGs との連携



4. 地域の歴史・文化の継承と文化活動の振興 ～文化を受け継ぎ、活かし、未来へつなぐまちの実現～

◆ 現状と課題

歴史・文化の学びと継承を支える仕組みづくり

- ・ 高齢化の進行に伴い、文化財保護活動の担い手が減少しており、これまで活動を支えてきた方々の思いを継ぐ後継者の育成が求められます。
- ・ 人口増や移住者の増加を踏まえ、町の歴史や文化を学び共有する機会を充実させることで、郷土への誇りと愛着を育み、世代や地域を超えた参画を促進することが必要です。
- ・ 町の歴史文化の中核拠点である歴史文化伝承館を中心に、図書館や生涯学習センターと連携して、町民が歴史学習や文化活動に親しみやすい環境を整えることが求められます。

文化財・伝統文化の保存と活用、その価値の共有と普及が必要

- ・ 地域人口の減少に伴い、伝統行事の担い手不足や文化財の維持管理が難しくなっており、継承体制の確立が課題です。
- ・ 地域に埋もれている文化財や伝統、芸能、文化的景観を再発見し、地域と共に未来へ向かって保存、継承することが必要です。
- ・ 地域を巻き込んだ文化財保存と活用の方針を整理し、文化財保存活用地域計画の策定を通じて、町民の文化財愛護意識を高める取組が求められます。
- ・ 歴史的建造物や伝統芸能に加え、地域の食文化や景観等、暮らしに根差した文化も含めた総合的な継承が重要です。
- ・ 本町を象徴する文化遺産である、江藤家住宅や世界かんがい施設遺産等を中心に、保存・活用の仕組みの強化が必要です。
- ・ 文化財保全の継続性を確保するため、国や県の補助金に加え、民間団体による助成事業を活用する等の多様な財源確保策が求められます。

◆ 施策の方針

3-4-1 生涯学習社会の実現と文化の継承・振興

- ・ 町内の文化財や伝統行事を正しく知り・守り・語ることのできる人材の育成
- ・ 町民の郷土愛を育む学びの機会の提供
- ・ 町の歴史や文化を未来につなぐ歴史文化伝承館の魅力化
- ・ 町民が自由に往来し安心して過ごすことのできる「居場所」としての施設の充実

<目標指標>

歴史文化伝承館の利用者数		歴史講座等参加者数	
令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)	令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
2,334人	3,400人	97人	150人

3-4-2 文化財の保存・活用

- ・ 文化財の体系的保存と継承体制の確立
- ・ 文化財を通じた郷土意識と地域アイデンティティの醸成
- ・ 町民・学校・団体が参加する文化財学習と普及活動の促進
- ・ 観光団体等と連携した文化遺産の魅力発信・活用強化

<目標指標>

本町ホームページの「文化・伝統」サイトへの訪問数

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
5,240 回	7,000 回

◆ 関連する計画等

- ・ 大津町学校教育ビジョン

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の文化財や伝統行事等を守っていく活動に参加しましょう ・ 町が行う文化活動を知りましょう ・ 文化活動に参加し、生活の豊かさを向上させましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の文化財や伝統行事を継承していきましょう ・ 町民や地域が行う文化活動を支援していきましょう

◆ SDGs との連携



第4章 生活環境基盤

1. 土地利用政策の推進 ～人と自然と産業が調和したまちの実現～

◆ 現状と課題

大津町の自然と調和した計画的な土地利用

- ・ 本町は、阿蘇の麓に位置し、白川等の豊かな水資源や田園地帯、更には美しい森林が広がる等、恵まれた自然景観を有しており、これらは景観としての価値に加え、地下水涵養や防災、生態系保全等多面的な機能を持つ町の重要な資産です。
- ・ 一方で、近年は企業進出や住宅開発が用途地域外も含めて増加しており、無秩序な土地利用が進行した場合、自然環境の悪化や交通渋滞の発生、災害リスクの増大、農地の減少等の地域構造上の課題と共に、生活利便性の低下といった日常生活への影響も懸念されます。これらの社会環境の変化に対応しながら、20年後の将来を見据え、無秩序な開発を抑制しながら、豊かな自然と調和を図り、コンパクトでメリハリのある土地利用を推進する必要があります。

更なる発展を実現する都市空間の形成

- ・ 本町は近隣での先端半導体企業の工場建設に伴う、企業集積や流通拠点及び従業員等の生活拠点としての需要増加に加え、中九州横断道路や空港アクセス鉄道等広域交通ネットワークの整備が進むことで、新たな発展の可能性が広がっています。
- ・ 中部は交通利便性と住宅供給により人口が増加している一方で、南部・北部の集落地においては、一部では人口が増加している地区も見受けられるものの、公共サービスの提供や地整条件から地域全体としては人口減少や高齢化が進行し入り傾向にあります。そのため地域特性を尊重しつつ、どの地域にも暮らしやすさと賑わいを育む必要があります。
- ・ 中部地域では肥後大津駅周辺を中心とした各種基盤整備や、生活利便施設、居住誘導等により魅力ある生活・商業の都市拠点を形成する必要があります。
- ・ 北部地域では、中九州横断道路のインターチェンジや工業団地の整備を契機として、新たな工業や流通の拠点としての機能強化に取り組んでいく必要があります。
- ・ 南部地域では、県が進める空港アクセス鉄道の開通を見据えた中間駅を中心とした新駅拠点として新たなエリア開発が期待されています。

◆ 施策の方針

4-1-1 計画的な土地利用の推進

- ・ 都市計画マスタープランによる人口増に対応した居住誘導と農地・産業・自然景観が調和する土地利用の推進
- ・ 立地適正化計画による将来の人口減少を見据えて生活サービス維持するための居住誘導区域や都市機能誘導区域への住宅等の立地誘導
- ・ 中心拠点（都市拠点）の都市機能の強化及びその持続性を公共交通が支える構造の構築

<目標指標>

居住誘導区域[※]内人口の割合

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
71.1%	71.9%

※ 立地適正化計画における居住誘導区域

4-1-2 戦略的な都市空間の形成

- ・ 自然環境や歴史・文化等の観光資源を活かした中心市街地をはじめどの地域でも暮らしやすさと賑わいを育むことのできる道路網や拠点等の整備
- ・ インフラ整備と一体となった工業団地及び宅地開発の推進
- ・ 肥後大津駅周辺における回遊性を高め、賑わいを創出する空間整備及び駅周辺を交流と滞留の拠点とするまちづくりの推進
- ・ 空港アクセス鉄道の整備と併せた中間駅の設置及びその周辺に住宅・商業エリアの開発

<目標指標>

肥後大津駅の一日当たり鉄道利用者数

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
3,229 人	4,800 人

※ 数値は鉄道乗車人数

◆ 関連する計画等

- ・ 大津都市計画区域マスタープラン
- ・ 大津町都市計画マスタープラン
- ・ 大津町立地適正化計画
- ・ 肥後大津駅周辺まちづくり基本計画
- ・ 地域計画（農業経営基盤の強化の促進に関する計画）
- ・ 大津農業振興地域整備計画
- ・ 大津町森林整備計画

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 都市計画等で示されたまちづくりの方向性を理解し、計画的で調和のとれた土地利用に協力しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画等で示されたまちづくりの方向性を理解し、計画的で調和のとれた土地利用に協力しましょう 景観や住環境等周辺環境に配慮した建物の整備に努めましょう

◆ SDGs との連携



2. 快適な住環境の確保 ～魅力的で持続可能な生活環境が整ったまちの実現～

◆ 現状と課題

子育て世代をはじめ誰にとっても魅力的で多様な公園づくりへの期待

- ・ 子育て世代が多い本町において、公園はこどもの遊びや学びの場所となるだけでなく、多世代にわたる町民の憩いや交流の場として重要な基盤であり、安全性や景観を考慮した維持管理を計画的に進める必要があります。
- ・ 本町では、大型遊具の設置された公園が需要に比べて少なく、こどもたちの健全な育ちや保護者間の交流の場として、より充実した公園整備を求める声がアンケート等でも多く寄せられています。

下水道の適切な維持管理と自立した経営

- ・ 下水道事業については、引き続き自然環境保全と快適な住環境を目指し、経営状況等を考慮しながら未整備地区の整備を進めていく必要があります。また、人口増に伴う処理施設的能力強化と、老朽化施設の大規模な更新が急務であり多額の費用を要するため、本来あるべき自立経営を目指すための継続的な経営改善が必要です。
- ・ 農業集落排水事業について設備投資は一段落しているものの、収支改善に向けた更なる効率的な維持管理が求められます。
- ・ 公共下水道・農業集落排水事業計画外の地域については、自然・生活環境改善に向けて単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や新設が求められます。

住宅事情の改善への期待

- ・ 大津町の公営住宅は、建設当初は子育て世代の入居が多数を占めていましたが、現在は高齢世帯や単身世帯、外国人世帯の入居希望が増加しており、あらゆる入居者が安心かつ安全に暮らせる質の高い住環境の整備・改修が求められています。
- ・ 公営住宅等では、老朽化により毎年多額の維持管理費用が発生しており、建設から撤去までのライフサイクルコストの縮減に向け、民間を活用しながら、維持管理や老朽化した住宅の集約建替を進め、効率的な維持管理を行う取組が必要です。
- ・ 有効かつ戦略的な資産活用として、公営住宅の空き部屋を柔軟に貸し出す等の取組が必要です。
- ・ 適切な管理が行われていない老朽空き家の存在は、通学路をはじめとする地域の安全確保にも課題が生じます。また、町内の住環境の快適性を損ねる要因にもなっています。一方で、利用可能な空き家については、地域の資源としての有効活用も求められています。

◆ 施策の方針

4-2-1 公園の整備

- ・ インクルーシブ遊具の設置・休憩施設等の改修を進め、多様な利用に対応できる公園機能の向上
- ・ 地域住民の連携と協働により、交流と賑わいを創出する公園づくり
- ・ 公園施設長寿命化計画に基づく効率的な維持管理や更新の推進

<目標指標>

「公園・緑地の充実」に対する満足度

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
48.8ポイント	54.0ポイント

4-2-2 下水道の持続的経営

- ・ 今後予測される人口増等に伴う施設的能力強化及び公共下水道事業の整備計画区域における未整備地区の整備
- ・ 老朽化する施設の適切な維持管理に向けたストックマネジメント調査や点検及び改築・更新
- ・ 下水道事業経営健全化に向けた効率的な経営と使用料体系の見直し
- ・ 農業集落排水処理施設の維持管理費削減に向けた統廃合等による施設合理化の検討
- ・ 公共下水道・農業集落排水事業計画区域外の地域に設置される住宅用合併処理浄化槽への設置補助

<目標指標>

浄化センター内主要設備のうち、

計画期間内に更新が必要な設備の更新状況

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
0件/2件	4件/4件

経費回収率(公共下水道)

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
92.2%	100.0%

4-2-3 良質な住環境の確保

- ・ 多様な入居者に対応した誰もが利用しやすい住環境整備の推進
- ・ 持続可能で良質な公営住宅運用に向けた公営住宅等長寿命化計画に基づく更新の実施
- ・ 需給実態の変化を踏まえた建替や団地の統廃合及び公営住宅跡地活用の検討
- ・ ライフサイクルコストの縮減に向けた公営住宅の集約・建替及び維持管理における民間活用の検討
- ・ 空き家の発生抑制、適正管理、除却、及び利活用を一体で進める空き家対策の推進

<目標指標>

公営住宅入居率

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
81.10%	85.70%

老朽危険空家等除却件数

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
3件	5件

◆ 関連する計画等

- ・ 大津町公共施設等総合管理計画
- ・ 大津町公園施設長寿命化計画
- ・ 大津町下水道事業経営戦略
- ・ 大津町下水道ストックマネジメント計画
- ・ 大津町農業集落排水施設最適整備構想
- ・ 大津町公営住宅等長寿命化計画
- ・ 大津町建築物耐震改修促進計画
- ・ 大津町空家等対策計画

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共の施設や設備を大切に使いましょう ・ 地域をよりよくするための情報を町民や行政に発信しましょう ・ 下水道の適正利用と経営改善への協力を努めましょう ・ 所有する空き家が、地域の安全確保や住環境の快適性を損ねることのないよう、適切な管理に努めましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観や周辺環境に配慮した建物の整備等に努めましょう ・ 地域で行われる維持管理等に積極的に関わります ・ 下水道の適正利用と経営改善への協力を努めましょう

◆ SDGs との連携



3. 道路・交通ネットワークの充実 ～賑わいを支える交通環境が充実したまちの実現～

◆ 現状と課題

幹線道路のアクセス改善と新規道路の整備

- ・ 本町は、町内全域で渋滞が増加しており、特に南北方向が構造的に弱く、企業進出や宅地開発の拡大により、交通負荷が急増していることから、道路の通行容量を高めるための抜本的な対策が求められています。
- ・ 空港方面へ向かう際、現在は滑走路下のトンネルを通過するルートに交通量が集中し、物流の促進や観光客の誘客に当たっての障壁となっています。今後、阿蘇・高千穂方面への広域観光ルートの強化、また、空港アクセス鉄道開通に係る中間駅周辺の開発等、隣接する自治体との連携強化も含め、空港方面への交通網の充実が求められています。
- ・ 中九州横断道路は九州縦貫自動車道と東九州自動車道を接続する地域高規格道路であり、物流促進及び観光客流入、災害時の代替ルートの確保等、本町の発展には欠かせない重要な役割を担っています。早期完成が求められる一方で、インターチェンジ周辺の交通量増加に伴う新たな渋滞対策や、幹線道路沿線への交通・商業機能の集積による町中心部の道路環境の変化も予想されます。中九州横断道路の整備効果を最大限に活かしつつ、新たな課題も見据え、持続可能な道路環境を構築していくことが重要です。

住民が利用しやすい生活道路・橋梁の整備・補修

- ・ 町内の一部道路については、道幅が狭い、消えかかった道路上の白線が目立つ等の実態もあり、往来に危険や支障をきたしている現状もあります。地域の方の意見も踏まえた道路の拡幅や歩道の整備等、優先順位を付けた取組が必要です。
- ・ 本町の中心市街地は、JR 豊肥線で南北に分断されており、町中心地全体の交通・連絡・連携機能強化を図る上での課題となっています。
- ・ 町内の主要橋梁には老朽化により、健全度が低下しているものもあり、早急な対策が必要です。
- ・ 耕作に必要な枝線の農道については、大型化の傾向にある農業機械の通行困難なものが一定程度存在しており、耕作放棄地を生む要因ともなっています。

多様な住民の移動を支える持続可能な交通体系の構築

- ・ 町中心部は公共施設や病院、商店が散在しており、北側の高低差等地理的課題もあるため、自家用車を持たない層にとって、移動負担が大きい状況にあります。こうした移動ニーズに対応するため、中心部における回遊性の高い公共交通の整備が必要です。
- ・ 運転免許返納後の移動手段として、町内周辺部の居住エリアと町中心部を結ぶ生活交通の重要性が増しています。路線バス等の公共交通を補完する移動手段として、安定的な運行の確保が求められています。
- ・ 公共交通を維持・存続させるためには、事業運営の健全性と一定の利用者確保が基本となります。今後は若者や外国人を含めた「車を持たない層」の増加も見込まれるため、既存交通の成果を踏まえつつ、多様な住民の移動を支えるため持続可能な交通体系の検討が求められます。
- ・ 空港アクセス鉄道計画や、企業・宿泊施設の町内進出に伴う交流人口の増加を好機と捉え、肥後大津駅の交通結節点（ハブ）機能強化を軸とした公共交通体系の強化が必要です。

◆ 施策の方針

4-3-1 総合的な道路網の形成

- ・ 町民生活向上、経済・社会活動、地域間の交流等を支える渋滞緩和、災害時機能も企図した道路網整備
- ・ 中九州横断道路の大津道路区間（大津～大津西）の早期着工や国道 443 号の早期 4車線化に向けた国等への働きかけ
- ・ 物流や観光面でも重要なインフラとなる阿蘇くまもと空港への新道路整備の検討

<目標指標>

「道路網の充実」に対する満足度

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
36.0 ポイント	42.5 ポイント

4-3-2 安全・安心な生活道路の形成

- ・ 歩行者や自転車が安心・安全に通行できる道路標示の更新、道路の拡幅等の生活道路の計画的整備
- ・ 町中心部と南北をつなぐ新設ルートの検討と駅周辺への交通アクセスの容易化
- ・ 町道及び橋梁等の長寿命化に向けた補助事業を活用した着実かつ持続可能な道路メンテナンス
- ・ 地域の生活道路としての位置付けや耕作放棄地対策も念頭においた農道等の作業道整備

<目標指標>

橋梁補修工事の進捗率

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
91.9%	99.3%

4-3-3 公共交通ネットワークの構築

- ・ 北部・南部と町中心部を結ぶ乗合タクシーのエリア拡大と現在実証実験を行っているまちなかバスの本格運行による、役割分担を整理及び町内移動ネットワークの最適化
- ・ 若者や外国人、自家用車を持たない層等、多様な移動ニーズに対応するため、先進的な交通サービスの推進
- ・ 公共交通の維持・存続に向けた、多様な媒体を活用した戦略的な情報発信と町民の行動変容（利用率向上）を促す利用促進
- ・ 交流人口の増加を好機と捉えた、空港ライナーを含む肥後大津駅の交通結節点（ハブ）機能の強化

<目標指標>

乗合タクシーの利用者

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
9,620 人	12,410 人

乗合タクシーの乗合率

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
1.48 人	2.00 人



◆ 関連する計画等

- ・ 大津町地域公共交通計画
- ・ 大津町公共施設等総合管理計画
- ・ 大津町橋梁長寿命化修繕計画

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none">・ 身近な道路の清掃活動等を行い、維持管理に努めましょう・ 公共交通機関の積極的な利用に努めましょう	<ul style="list-style-type: none">・ 交通事業者ごとに地域公共交通環境充実のためのサービス向上に努めましょう

◆ SDGs との連携



4. 環境にやさしいまちづくり ～豊かな自然と快適な暮らしが両立する持続可能なまちの実現～

◆ 現状と課題

持続可能な水資源と自然環境の保全

- ・ 本町は森林資源や水資源が豊富ですが、宅地造成や大規模開発等により自然環境が変貌しつつあるのも事実です。
- ・ 本町の豊富な水量と安全な水質は、安定した生活や社会活動を行うための大事な源となっています。これからの産業の発展や都市化に伴う開発においても、安定した水量と水質を確保し保全していかなければなりません。
- ・ 本町では、宅地造成や大規模開発の進展により自然環境が変化しており、地下水量の減少や水質悪化の可能性が懸念されています。さらに、先端半導体企業の進出に伴う企業・住宅開発の拡大や広域インフラ整備の進展により、地下水の量及び質の安定的な確保は、県・町・企業が連携して取り組むべき重要な課題となっています。このため、涵養域の保全と持続可能な水源管理が求められています。
- ・ 本町の豊富で良質な水資源は、住民生活や産業活動を支える重要な基盤となっています。一方で、安定した水量・水質の確保と適切な保全を継続して進めることが求められています。このため、地下水保全計画を踏まえ、県や関係市町、各団体と連携しながら、モニタリングの実施や将来の開発動向を踏まえた取組を継続していくことが課題となっています。

家庭ごみの適正分別とリサイクル社会の実現

- ・ 近年、環境意識の高まりを背景に、ごみの分別の徹底や排出量の削減、リサイクル率の向上が求められています。ごみ処理施設であるクリーンの森合志では再資源化や熱回収が進んでいる一方、排出抑制・分別徹底・リユース促進を継続した取組が必要です。
- ・ 「ビン・カン」等の資源物については、こども会や自治会等が廃品回収活動を実施していますが、高齢化や地域コミュニティの希薄化により担い手の確保が課題となっています。今後もリサイクルの推進を図るため、これら事業の継続と周知の強化が求められます。
- ・ 適切な分別を含むごみの出し方については、町外からの転入者や外国人住民の増加を踏まえ、各家庭への分かりやすい情報発信や啓発をより一層充実させる必要があります。

地域の環境保全と住民のマナー意識への啓発

- ・ 本町では年に2回、地域住民や町内企業が協働した地域の環境保全と地域づくりの一環として、町内一斉の環境美化活動を実施しています。しかしながら、高齢化や人手不足によって活動の維持が難しくなりつつある地域も増えています。
- ・ ペットの糞害、公害（騒音、振動、悪臭）や不法投棄、地主の不在による土地の荒廃等の多種多様な相談が寄せられており、多様化する環境課題への対応が必要です。

地球温暖化対策と大規模太陽光発電の持続可能な共生

- ・ 異常気象の一因と見られる地球温暖化の急速な進行を防ぐことは喫緊の課題であり、当町においても行政、事業者、町民が連携しながら脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められます。
- ・ 町が所有する森林の伐採や植林等の計画的な管理を行い、二酸化炭素の吸収量を維持向上させるとともに継続した環境保全の取組が求められています。
- ・ 公共施設の更新の際等に省エネ技術を導入し、エネルギー効率の向上を図るとともに、温室効果ガスの排出量調査を定期的実施し、排出削減に貢献する取組を行っています。今後も、町や連携中枢都市圏一体となって、地球温暖化防止に向けた実行計画を策定し、温室効果ガス排出削減に向けて地域一体となって取り組む必要があります。
- ・ メガソーラーは条例に基づく適正管理が求められ、造成地での環境保全や安全確保が課題となっている。近い将来、老朽化に伴うパネル撤去・処分が出てくる見込みであり、撤去費用の確保や有害物質流出の防止等、国や県の方針を踏まえた適正な処理体制の整備が必要である。

◆ 施策の方針

4-4-1 潤い豊かな水と緑の保全

- ・ 豊かな水資源を守る「水源涵養機能」を保持するための森林管理
- ・ 河川の水質保全に向けた水質調査及び町民との情報共有
- ・ 地下水の涵養※を目的にした田畑への湛水事業の促進や、家庭用雨水浸透ますへの補助等の県や関係機関と連携した水量維持と水質保全

※ 水が土に染み込んで時間をかけて地下水が溜まること

<目標指標>

熊本地域での地下水涵養量

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
4,353 万m ³	4,820 万m ³

4-4-2 ライフサイクル全体を通じた資源循環の推進

- ・ 家庭内での適切なゴミ分別の啓発・推進による家庭用ごみの排出量削減
- ・ 町内事業所に対するゴミ処理責任の原則や分別の徹底にかかる普及啓発
- ・ 環境美化と地域づくりに向けた、資源物の集団回収に対する団体への助成
- ・ ゴミ分別アプリの機能充実と活用促進
- ・ 各地域での出前講座やこどもたちへの意識啓発活動

<目標指標>

家庭から出る燃やすごみの 1 人当たり年間排出量

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
158kg	143kg

4-4-3 生活環境の向上

- ・ 地域環境の改善に向けた地域で取り組む美化作業等の推進
- ・ 狂犬病予防接種の徹底及び犬や猫等の飼い主マナー向上等への啓発
- ・ 公害の防止や不法投棄撲滅に向けた、美化活動やモラルの向上への啓発

<目標指標>

狂犬病ワクチン接種率

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
76.0%	80.0%

4-4-4 温暖化対策の推進

- ・ 脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー設備の普及及び町内公共設備の省エネルギー製品の導入の推進
- ・ メガソーラー設置における関連施設の安心・安全な運用を推進するための行政・事業者・地元住民と一体となった条例に基づく災害防止への取組や情報共有及び環境リスクの抑制
- ・ 環境省が推進する「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」を踏まえ、町民一人一人が日常生活の中で脱炭素行動を実践し、持続可能で豊かな暮らしを実現する取組の推進
- ・ 温室効果ガス削減に資する町有林の適正な維持管理の推進

<目標指標>

太陽光発電等の再生可能エネルギー導入件数

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
3,055 件	3,600 件

◆ 関連する計画等

- ・ 大津町一般廃棄物処理実施計画
- ・ 大津町分別収集計画
- ・ 大津町地球温暖化対策実行計画
- ・ 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水と緑を大切に、次世代へつなぐ取組を推進しましょう ・ 家庭ごみの減量と分別に努め、環境負荷の軽減に協力しましょう ・ 周囲への気配りや、マナー・モラルの向上に努めましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種環境法令等の遵守と環境保全協定の締結・遵守に努めましょう ・ 環境に配慮した事業活動の推進と廃棄物の減量に努めましょう ・ 事業ごみの分別とリサイクル率の向上に努めましょう

◆ SDGs との連携



5. 交通安全・防犯対策の強化 ～誰もが安心して暮らせるまちの実現～

◆ 現状と課題

防犯意識を高める工夫が必要

- ・ 本町の犯罪認知件数は、新型コロナウイルスの収束や、企業参入に伴う開発の進展によって人や物の流れが活発化したことから、増加傾向にあります。犯罪発生率についても、令和6年**中度**（2024年**中度**）に熊本県警が実施した「発生市町村別の犯罪率調査」（人口1,000人当たりの犯罪発生率）によると「4.2」となっており、5年前（平成31年（2019年）12月時点：2.942）と比べても上昇しています。特に、自転車盗や万引きといった身近な犯罪の増加が、全体の犯罪率を押し上げる一因となっているとともに、近年巧妙化が著しい特殊詐欺や高齢者、子どもを狙う各種犯罪の増加も懸念されますので、生活環境の変化に対応した取組として防犯カメラの整備や地域・警察との連携体制強化等、実効的な防犯基盤の整備が必要です。

本町の交通事故及び交通トラブル状況

- ・ 近年、全国的にこどもの集団登校の列に自動車が入り込み、子どもが犠牲となる交通事故が絶えず、町民アンケートにおいても「交通ルール順守の徹底」等を問題意識として挙げる方が増加しています。近年では町外からの転入者や外国人住民の増加により、分かりやすい道路標示や交通ルール周知の重要性が高まっており、子どもや歩行者を守るための環境整備が求められています。
- ・ 人口増と交通量の増加により生活道路を通行する一般車両が増え、歩行者・ドライバー双方の安全確保が課題となっており、町全体での環境整備と交通教育の強化が必要です。
- ・ 本町の令和6年（2024年）の事故件数は71件とほぼ横ばいではあるものの（令和2年（2020年）は70件）、高齢者ドライバーの事故の割合は高い水準にあるため、高齢者の事故の防止が喫緊の課題となっています。

消費者トラブルの多様化・多世代化

- ・ 近年、インターネット等による通信販売の普及により、若年層から高齢者まで幅広い世代での消費者トラブルが発生しており、トラブルを未然に防ぐための町民への啓発や消費者トラブルの被害拡大防止のための速やかに相談できる体制の整備が必要です。
- ・ 消費者トラブルの内容が多様化・複雑化しており、解決に向けて類似事案の情報や専門的知識によるアドバイスが求められます。そのためには関係機関や周辺自治体との連携が必要です。

◆ 施策の方針

4-5-1 地域防犯対策の強化

- ・ 警察や関係機関・団体と連携した、犯罪や事故に関する積極的な情報収集・提供
- ・ 居住環境の安全確保と維持管理の効率化に向けた町内の街灯設置補助事業の推進
- ・ 犯罪抑止に向けた防犯カメラの設置補助事業の推進
- ・ 防犯意識の高揚に向けた防犯教育及び啓発活動並びに空き家や不審者対策に向けた地域ぐるみの防犯パトロールの継続・強化等による地域防犯力強化

<目標指標>

町内の犯罪発生件数

(街頭犯罪・侵入犯罪等重点罪種の認知件数)

令和6年度中(2024年度中)	令和11年度中(2029年度中)
75件	60件

4-5-2 交通安全対策の推進

- ・ 警察、交通安全協会、学校、地域等と連携した全国交通安全運動への参加等交通安全施策の推進
- ・ 高齢者ドライバーを含む各種団体への安全運転の啓発強化、免許の自主返納に対する支援の周知
- ・ 地区や交通委員と連携した町内道路危険個所の総点検（消えかけの白線や交通安全標識、カーブミラー等）及び維持・充実化
- ・ 町民全体への交通安全教育や啓発の徹底及び交通事故の発生状況を分かりやすく表示する熊本県警「交通事故発生状況ダッシュボード（過去3年間に発生した人身事故の「発生件数・場所」「事故内容」「事故分類」等を地図上に表示）」を活用した危険個所の周知

<目標指標>

町内の交通事故発生件数（人身交通事故数）

令和6年度中(2024年度中)	令和11年度中(2029年度中)
71件	60件

4-5-3 消費生活の安全強化

- ・ 高齢者や若年層を中心とした消費者トラブル防止の啓発
- ・ 消費者生活相談窓口の認知度向上及び利用促進を通じたトラブルへの早期対応
- ・ 関係機関や周辺自治体と連携した消費生活相談体制の強化及び利用促進
- ・ 複合的な課題に対応するための「ふくしの相談窓口」との連携

<目標指標>

相談窓口周知やトラブル防止の啓発回数

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
4回	12回

◆ 関連する計画等

- ・ 大津町交通安全計画
- ・ 大津町地域公共交通計画
- ・ 大津町通学路交通安全プログラム

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における防犯パトロールへの参加等、お互いに協力して安心・安全なまちづくりに取り組みましょう ・ 交通ルールや交通マナーをしっかりと守り、誰もが安心して生活できる地域づくりに取り組みましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域・団体・事業者間の情報共有を進め、対策を強化することで安心・安全なまちづくりに取り組みましょう ・ 業務中の交通ルールや交通マナーの順守を徹底しましょう

◆ SDGs との連携



6. 消防・防災・救急体制の充実 ～災害に強く、住民が安心して暮らせるまちの実現～

◆ 現状と課題

具体的かつ実践的な危機管理体制が必要

- ・ 新庁舎を町の防災拠点と位置づけ、災害発生に備えた具体的な行動計画の策定や、職員の危機管理能力向上に向けた取組が必要です。
- ・ 熊本地震から 10 年が経過し、避難所運営力や備蓄整備等は進んでいる地区がある一方、住民意識の風化や人口構造の変化による新たな脆弱性が顕在化している地区もあり、企業・ボランティア・他自治体との受援体制強化が必要です。
- ・ 災害時には誰ひとり取り残さない避難や救助に取り組む必要があります。日頃から地域の中で支援が必要な人の把握や役割分担等について備えておくことが大切です。また、外国人や転入者、集合住宅居住者の増加により地域把握が難しくなる中、多様な住民を前提とした避難体制と避難所環境の整備が求められています。

自然災害時に備えた情報発信や細やかな配慮が急務

- ・ 自然災害に備え、町としても各地の特徴や危険個所の把握、段階的改善を進めるとともに、災害情報を「伝える」だけでなく、避難が必要な住民が「行動に移せる」状態をつくるため、適時適切な情報提供と、避難行動の事前周知が必要です。また、地域の実情に合わせ、安心して避難できる避難所の整備が必要です。
- ・ 防災行政無線の整備に合わせて、新規転入者や高齢者等の実情に合わせた災害関連情報の適切かつ確実な発信・周知が求められています。

インフラ基盤に潜む脆弱性

- ・ 公共施設等の耐震化対策は進んでいます。また、本町の住宅の耐震化率も国の目標設定（95％）を上回っています（令和 2 年度 96.7％）が、空き家対策を含めた防災・減災対策が喫緊の課題となっています。
- ・ 近年集中豪雨が頻繁に発生し、本町では河川、土砂災害の発生リスクが高まっています。

火災や自然災害等から地域を守る消防・救急体制の充実

- ・ 住宅密集地の火災リスクに加え、近年増加する枯草火災や山林火災への対応力強化と消防水利の適切な配置が求められます。
- ・ 地域活動への意識の変化や負担感による成り手不足が顕在化するとともに、町外勤務者の増加や若年層の転出により平日日中の人員確保が困難となっており、消防団の持続可能な体制づくりが課題です。

「支え・支えられる」地域防災力の向上

- ・ 地域での「自助」「共助」を念頭に、自主防災組織・防災士・消防団等が連携し、平時から防災活動に取り組むことが期待されている一方、自主防災組織の高齢化等による不活発化や防災士と地域の連携不足等の課題を抱えている地域も見られ、家庭や住民一人一人の自助力向上と組織機能の再構築が必要です。

◆ 施策の方針

4-6-1 危機管理体制の充実

- ・ 職員及び住民の判断力と行動力を養うための地域での実践的な参加型防災訓練の実施
- ・ 民間の力を活用した幅広く実効性の高い危機管理体制を確立するための民間事業者との「災害時応援協定」の締結
- ・ 自力避難が困難な「避難行動要支援者」の把握と支援体制の強化

<目標指標>

災害時応援協定締結件数

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
25 件	30 件

4-6-2 災害への対応力強化

- ・ 町内危険個所の正確な把握と計画的・段階的な改善
- ・ ハザードマップ等を用いた平時からの啓発、防災行政無線・公式 LINE 等を活用した迅速かつ重層的な情報提供及び防災行政無線の難聴地域解消
- ・ 河川の水位予測システムや災害情報システム等を活用した災害時の対応力強化
- ・ 災害時の迅速な避難所開設及び感染症対策を含めた避難所の安全性や生活環境の向上

<目標指標>

備蓄食料の確保

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
55,000 食	60,000 食

防災訓練参加率

令和 7 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
65.2%	75.0%

※ 令和 6 年度 (2024 年度) は、衆議院議員選挙の実施により、例年と防災訓練の実施状況が異なるため、令和 7 年度 (2025 年度) の実績を記載

4-6-3 災害に強い都市構造

- ・ 家屋や事業所の耐震診断・耐震化の推進及び老朽化した空き家の調査・対策の推進
- ・ 下水道事業と連携した雨水排水施設の整備及び河川や調整池等の浚渫[※]等の豪雨を見越した防災・減災機能の強化

※ 河川、調整池等の底面を浚（さら）って土砂等を取り去る土木工事

<目標指標>

木造住宅の耐震改修補助事業を利用して

改修等を行った戸数

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
365 戸	60 戸

4-6-4 消防・救急の推進

- ・ 常備消防と消防団との連携強化による消防と救急救命体制の充実
- ・ 消防施設の適切な維持管理や計画的な機器更新による機能の充実・強化
- ・ 給水車及び民間との協定を活用した山林火災等での水利確保体制の強化
- ・ 消防団の負担軽減と団員確保に向けた支援及び消防力の維持向上に向けた団と協働した体制整備

<目標指標>

支援団員（機能別消防団員制度）の確保

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
33 人	50 人

4-6-5 地域防災力の機能強化

- ・ 「大津町防災士連絡協議会」との連携による「自主防災組織」の設立及び機能強化
- ・ 地域防災リーダーの育成に向けた地域での取組支援
- ・ 地区防災計画書作成の推進

<目標指標>

自主防災組織組織率

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
70.0%	80.0%

※ 自主防災組織組織率 = 組織した行政区の数 / 全行政区数

自主防災組織防災訓練実施率

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
38.6%	75.0%

※ 自主防災組織防災訓練実施率 = 訓練した組織の数 / 全組織数

◆ 関連する計画等

- ・ 大津町都市計画マスタープラン
- ・ 大津町国民保護計画
- ・ 大津町安全安心まちづくり基本方針・推進計画
- ・ 大津町地域防災計画
- ・ 大津町災害時避難行動要支援者支援計画
- ・ 大津町国土強靱化地域計画

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自らの安全は自ら守る」「共に助け合う」という自助・共助の精神に基づき地域の安全・安心を高めていきましょう ・ 自主防災組織の形成や災害時に援護が必要な方をみんなで支援しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域と一体になって地域の安全・安心を高めていきましょう ・ 災害時に有用な BCP（事業継続計画）作成や防災訓練に取り組みましょう ・ 食料のほか生活関連物資を事業所に十分に備蓄しましょう

◆ SDGs との連携



第5章 町民活動・町政運営

1. まちづくり参画と行政との連携 ～人がつながる 人が見えるまちの実現～

◆ 現状と課題

町民参画の促進と協働のまちづくり

- ・ 行政情報の入手経路は多様化していますが、社会やまちづくりへの関心の低下も見られます。単に情報を「発信」して終わりではなく、対象に確実に「届き」、イベント参加等の「行動」につながるよう、ターゲットに合わせた媒体活用や表現の工夫等の戦略的な広報が必要です。
- ・ 外国人住民が僅か3年ほどで約4倍（400人から1,200人）に急増しています。多文化共生の視点から、言葉や文化の違いを超えて、誰もが地域にスムーズに参加し、共に暮らせる仕組みづくりが求められています。
- ・ 町のサービスやまちづくりにおいて、住民の皆さんの多様な「声（ニーズ）」を活かすことは大切ですが、全てのニーズに応えることは不可能であり、利害や要望の対立も生じます。そのため、多様な声を丁寧に聴きつつ、限られた資源の中で優先順位を整理し、考え方や判断理由を分かりやすく伝えて、合意形成を図るプロセスが重要です。こうした合意形成や事業改善に町民の多様な意見を活かすためにも、誰もが声を出しやすい「参画の場・機会」を提供し続けることが必要です。
- ・ 議会は多様な町民の意見を集約し、町政への政策提言や立案する機能を担う、住民自治の根幹を成す機関です。令和7年（2025年）2月の町議会選挙では無投票は免れたものの、依然として議員の候補者不足には課題が残っています。こうした課題を解決するためには、議会及び議員が行っている活動をもっと見える形で示すとともに、町民との対話を増やしていくことが必要です。

地域コミュニティの維持と、多様な主体との連携

- ・ 町全体では人口増加となっていますが、地域によっては、人口減少や高齢化が進んでいます。一方、人口増加地域においても、新住民や単身世帯の増加等により、顔の見える関係性が希薄化しています。これに伴い、地域活動へ参加する住民そのもの（構成員）が減少しており、地域行事の開催やコミュニティの維持活力が低下傾向にあります。
- ・ 参加者の減少に加え、地域活動を牽引する区長や民生委員等、地域づくりの中核となるリーダー（役員）のなり手不足が極めて深刻化しています。各種団体等においても、役員の不在により活動の継続が困難となり、組織の縮小や解散が危ぶまれる等、地域自治機能の維持そのものが揺らいでいます。
- ・ これらの問題に対応し、地域の活力を維持するためには、行政や団体同士の連携に加え、一人一人が地域の課題を「自分ごと」として捉え、多様な隣人に関心を持つことが重要です。「あいさつ」や「声かけ」を通じた横のつながりを再構築するとともに、自治会やNPO、事業者等多様な主体がそれぞれの強みを活かして連携することで、持続可能な地域運営の仕組みづくりが求められています。

◆ 施策の方針

5-1-1 情報の共有と町民の参画・連携の推進

- ・ まちづくりに関する情報や、事業の計画、実施、評価に至る過程の、積極的な「見える化」の推進
- ・ まちづくりへの当事者意識・自分ごと化を促すため、広報誌や SNS 等の多様な媒体を対象や目的に応じた使い分け及び、住民に確実に届き、行動につながる戦略的な広報の推進
- ・ 多様な世代や外国人住民が地域社会の一員として安心して暮らせるよう、行政情報の「やさしい日本語」化及び多言語化並びに地域コミュニティへのスムーズな参加と接点の創出の推進
- ・ 多様な町民の意見を聴取し、限られた資源の中で納得感のある合意形成の実現に向けたを図るため、優先順位や判断のプロセスを丁寧に説明やする責務を果たすとともに、誰もが発言しやすい対話の場の創出と広聴機能の充実
- ・ 各種協議会等への多様な「当事者」選出の推進
- ・ 町議会での ICT を活用した議事進行、本会議のライブ・録画配信による議会の見える化、充実・効率化
- ・ 町民と議会が認識を共有するための情報発信や理解促進への取組強化

<目標指標>

「町民との協働」に対する満足度		町公式 LINE 登録者数	
令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
53.1 ポイント	60.0 ポイント	8,718 人	13,000 人

5-1-2 地域課題の解決に向けたコミュニティの活性化と支え合いの仕組みづくり

- ・ 行政（支援・調整）と地域（実践・主体）の役割分担を明確にした体制のもとでの、各行政区や各種団体との連携の推進
- ・ 地域活動の中核となるリーダー（役員）のなり手不足に対応するため、事務負担の軽減やデジタル化の支援、次世代リーダーの発掘・育成等、組織の持続可能性を高める支援の強化
- ・ 多様な住民の参加を促進するため、誰もが活動に参加しやすい環境整備及び情報共有の推進
- ・ 孤立を防ぎ、互いに支え合える地域の実現に向けたをつくるため、多様な隣人への関心や「あいさつ・声かけ」等による通じた、顔の見える関係づくりの構築
- ・ 地区担当職員制度を活かした区長との連携強化及び自治会同士の好事例共有（横展開）等の地域の悩みや課題に寄り添った伴走型支援の充実

<目標指標>

「地域コミュニティの充実」に対する満足度	
令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
52.9 ポイント	60.0 ポイント

◆ 関連する計画等

- ・ 大津町議会 ICT 推進基本計画
- ・ 大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識とまちへの誇り（プライド）を持ちましょう ・ 地域のまちづくり活動への理解を深め、自治会の活動やボランティア活動等へ積極的に参加・協力しましょう ・ 多様な隣人に関心を持ち、あいさつと声かけで、誰もが住みやすい地域をみんなで作りましょう ・ アンケート調査やパブリックコメント、議会の傍聴等を通じて、地域の課題や解決策について共に考え、積極的に声を届けましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代の担い手の育成や、誰もが参加しやすい環境づくりに努め、組織や活動を持続可能なものにししましょう ・ 自治会や各種団体、医療機関や金融機関、商店等の様々な団体・事業所が互いに連携を深め、外国人住民や新住民等も温かく受け入れ、共に支え合うネットワークを広げましょう

◆ SDGs との連携



2. 健全な行財政の運営 ～健全な町政運営と持続可能なまちの実現～

◆ 現状と課題

町政運営に必要なヒト・モノ・カネ・情報の効率的投資・運営が必要

- ・ 人口急増や先端半導体企業の進出による新たな整備需要と、学校等既存施設の補修が同時に進む本町特有の状況にあり、他の自治体では想定しにくい速度と規模で財政負担が増大し、従来の財政運営では対応が難しくなっています。
- ・ 財政面では健全で余裕があるように見える部分もありますが、人口動向や産業集積の影響で交付税が伸びにくい構造にあり、必要となる自前で財源を確保しにくい財政構造であるため、よりの確な財源管理と慎重な判断が求められます。
- ・ 高齢化の進展に伴う社会保障費の増大に対応しつつ、町の発展に必要な投資等を計画的に行えるよう、公平・公正な課税や徴収を行い、税収やその他自主財源の確保に取り組むことが期待されています。

――転出者に対する賦課徴収困難事案への対応社会情勢の変化や外国人を含む人口増加に伴う課税・徴収業務の課題

- ・ 国籍を問わず、転出者の納税管理人未選任による賦課徴収困難事案への対応が課題です。国の動向を注視しつつ、町としても対策を検討していきます。
- ・ 高齢化の進展に伴う社会保障費の増大に対応しつつ、町の発展に必要な投資等を計画的に行えるよう、適正・公平な課税や徴収を行い、税収やその他自主財源の確保に取り組むことが期待されています。
- ・ また、外国人を含む人口の増加に伴い、納税管理人を選任しないまま転出することで、住民税等の徴収が困難になる等の問題が今後増加する可能性があることから、国の動向も踏まえながら、自治体としても今後対応が必要となります。

更なる住民サービス向上に向けた組織力強化の取組

- ・ 全国的な公務員離れや専門職の採用難が進む中、大津町でも人口増加に伴う行政需要が増える一方で、採用市場の縮小や中途退職者の増加が続き、組織の持続性は大きな課題となっています。
- ・ また、住民ニーズの多様化や行政課題の複雑・高度化に対応するためには、職員一人一人の業務能力や専門性を高めるとともに、適切な人員配置により専門性を活かした組織づくりを進めることで、多様な人材が互いに学び合いながら、組織として総合力を高めていくことが求められています。
- ・ 一方で、現場の業務量は増加しており、職員のやりがいだけで組織を維持することは難しい状況です。ワークライフバランスの確保、心理的安全性の向上、負荷軽減のための業務改善、メンタルヘルスケア、明確なキャリアパスや公正な人事評価制度等による「働き続けられる組織の設計」が、人材の定着と育成の前提となります。
- ・ これらの課題を踏まえ、人材確保と育成、働きやすさの向上、管理職のマネジメント力強化を総合的に進めることで、持続的に質の高い住民サービスを提供できる組織づくりを目指します。

業務プロセスの見直しと持続可能な行政運営体制の確立

- ・ 行政需要の多様化や国・県からの権限委譲等により、業務量は年々増加しています。こうした状況の中、従来の人員増だけでは持続的な行政運営が難しくなっています。また、一部の業務ではプロセスの複雑化により、職員の負担増や事務処理の非効率化が顕在化しています。このため、行政サービスの質を維持しつつ限られた人員で運営するた

めには、外部委託の活用や専門性を踏まえた組織体制の再構築等の多様な手法を検討する必要があります。

税業務における外部委託の効果と今後の方向性

- ・ 税の徴収業務については、業務の一部を外部委託したことにより、初期滞納者への迅速かつ効果的な滞納整理が可能となり、業務の効率化及び徴収率の向上を実現することができました。一方で、今後、課税客体の増加や税制改正等により年々課税業務が複雑化する中でも、課税に対する信頼性を担保しするためにも、外部委託を推進し、公平・公正な課税を実現しなければなりません。

多様化する住民ニーズと実情に応じた次世代 DX の推進

- ・ 人口構造の変化や住民の価値観・生活様式が多様化する中、住民が求める行政サービスは細分化しています。地域ごとに異なる課題が生じている一方で、迅速かつ柔軟に対応できる行政体制の整備が求められています。現在は、業務ごとにデジタル化の進捗に差があり、データを活用した状況把握や政策判断（EBPM）が十分に機能していない場面も見られます。このような状況を踏まえ、町全体で計画的に DX を進め、住民の多様なニーズに適切に応えるため、町の実情に応じた取組を段階的に推進する必要があります。

広域連携と産学官連携による行政サービスの高度化と戦略的価値創出

- ・ 人口減少や少子高齢化が進む中、単独の自治体のみで全ての行政サービスを維持・充実させることは困難になりつつあります。限られた人材や財源で持続的な地域運営を図るためには、近隣自治体との広域的な連携が不可欠です。様々な分野において、それぞれの強みや資源を相互に活用・補完し合うことで、行政サービスの維持・高度化と効率的な運営を図る必要があります。
- ・ 行政課題が複雑化・多様化する中、行政の力だけでは解決できない課題が増えています。こうした課題に対し、大学や民間企業のノウハウ「民間の活力」を取り入れることは、単なる業務の効率化にとどまらず、従来の行政にはない新たな視点やイノベーション（革新）をもたらします。そのため、多様な主体との協働を通じて、地域に新たな価値や事業を創出する戦略的な連携が求められています。

◆ 施策の方針

5-2-1 効率的・効果的な行財政の運営

- ・ 事業の選択と集中及び施設の再編等の支出構造の最適化による中長期の財政均衡の実現
- ・ 一般財源及び起債の効果的な活用、基金の計画的運用、財源配分ルールの整理並びに民間資本の活用等の財源構造の強化による将来負担の軽減
- ・ 中長期的な視点で財政の均衡の実現及び将来負担比率や財政調整基金残高等の複数の指標に基づく総合的な財政管理による持続可能な財政運営の推進
- ・ 健全な財政維持に向けた関係機関との連携による課税対象者の把握や適正・公平・公正な課税・徴収、厳正な滞納処分及び啓発による町民の税に対する関心の向上
- ・ 職員の適材適所を最大限に発揮する組織機構の構築及び柔軟な改革の推進

<目標指標>

プライマリーバランス※（基礎的財政収支）		町税の徴収率（現年度分）（ 収納額 /課税総額）	
令和6年度（2024年度）	令和11年度（2029年度）	令和6年度（2024年度）	令和11年度（2029年度）
黒字（+677,536千円）	黒字（+）	99.33%	99.45%

※ プライマリーバランスは、行政サービスの経費を税収等で賄えているかを示す指標で、黒字は借金や基金に依存しない健全な財政運営が行っていることを表す行政サービスを提供するための経費を税収等で補えているかどうかを示す指標

5-2-2 職員の人材育成・人材確保

- ・ 業務能力や対人折衝・接遇力等の向上に向けた自己啓発研修、職場研修（OJT）、職場外研修（OFF-JT）等の多様な研修の効果的な実施
- ・ 資格取得支援や職員提案制度の効果的運用による自発的な取組の推進
- ・ 他の地方自治体や民間企業等との人事交流を通じた多面的な人材育成
- ・ 適正な目標設定と人事評価による指導・業務管理の合理化及び希望・適正にも配慮した配置による職員能力の発揮
- ・ 組織力向上に向けた管理職のマネジメント力強化
- ・ 土木や福祉等の専門職を含む多様な人材の計画的な確保及び相互に学び合う組織づくりの推進
- ・ 窓口受付時間の見直し、時差出勤等による多様な働き方の推進
- ・ 育児や介護のための制度の活用促進

<目標指標>

自己都合退職者の割合	
令和6年度（2024年度）	令和11年度（2029年度）
4.78%	2.50%

5-2-3 DXと業務再構築による行政サービスの高度化

- ・ 指定管理者制度の活用及び課税業務を始めとする効果的な分野での外部委託の推進
- ・ 業務プロセスの再構築（BPR）とデジタル技術を組み合わせることによる行政サービスの高度化
- ・ ICT 導入及び手続の見直しによる業務効率化と利用者利便性の向上を推進
- ・ 地域課題に応じたデジタルサービスの創出による町民の利便性及び安心の確保
- ・ 町の特性と地域の実情を捉えた対面・伴走支援や地域団体との協働等の多様な方法による住民のデジタル活用の支援

<目標指標>

行政手続きのオンライン可能件数

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
1836件	6886件

5-2-4 広域連携と産学官連携による価値創出

- ・ 人口減少社会においても持続可能な行政サービスを維持するため、近隣自治体と互いの強みや資源を補完し合い、広域的な課題解決と効率的な自治体運営を図る連携・協力体制の強化
- ・ 「熊本連携中枢都市圏」の枠組みを活用した熊本市や周辺市町村との多分野にわたる事業連携の推進による圏域の活性化と行政サービスの向上促進
- ・ 複雑化・多様化する地域課題に対応するため、大学や民間企業等が持つ専門知識やノウハウを取り入れ、業務の枠を超えた新たな価値の創出と課題解決を目指す、戦略的な連携の推進

<目標指標>

熊本連携中枢都市圏で実施した事業数

令和 6 年度（2024 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
9 件	14 件

◆ 関連する計画等

- ・ 大津町 DX 推進計画
- ・ 大津町公共施設等総合管理計画
- ・ 大津町中期財政計画

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 税金は納期内に納めましょう ・ 町の財政に対し、関心を持ちましょう ・ 行政サービスに対する適正な負担を担いましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分たちが持つ強みやリソースを理解し、分野や立場を超えた連携を図ることで、地域課題解決や新たな価値の創出に努めましょう

◆ SDGs との連携



3. 人権を尊重する地域社会の形成 ～一人一人の個性と能力を発揮できるまちの実現～

◆ 現状と課題

自他を尊重した共生社会の充実と多様性の尊重

- ・ 令和6年度（2024年度）の町民アンケートでは、人権を尊重する地域社会の形成について「尊重されていると感じる」との回答が全体の9.5%（令和5年度（2023年度）は9.58%）と前年度と同水準でしたが、「ある程度尊重されていると感じる」との回答が37.0%（同32.6%）へと上昇しているためと令和2年度（2020年度）を上回る結果となり、人権を大切にする地域社会への意識は少しずつ進展しています。
- ・ 部落差別問題、子どもや高齢者への虐待、配偶者・親密なパートナーへの暴力、障がい者、性的少数者への差別等、社会生活においては様々な人権問題が存在しています。加えて、社会情勢の変化によりSNSやインターネットにおける人権侵害等も増加しています。令和6年度（2024年度）に熊本県が実施した「人権に関する県民調査」では、関心がある人権課題について「インターネットによる人権侵害」を挙げる人が最多の56.2%となっています。
- ・ また、町民アンケートでは、部落差別問題の解決について、「自分とは関係ない」との回答が64.5%にのぼる等、部落差別問題が身近な問題として捉えられていない状況です。
- ・ 大津町ではこうした状況を総合的に勘案し、人権啓発福祉センター（隣保館と児童館）を中心に、人々の交流・啓発・研修事業を実施してきたが、今後は、啓発方法等も検討し、町民への研修や普及・啓発活動を効果的に実施していくことが必要です。
- ・ 人はみんな、年齢や性別、人種や国籍、宗教、生まれた場所、性のあり方、障がいのあるなしに関係なく、尊重される大切な存在です。近年、大津町では外国の方々が増え、地域がより国際的で多彩になっています。お互いの文化や考え方の違いを認め合い、支え合いながら暮らしていく「多文化共生」の社会を目指すことが大切です。

男女共同参画に関する課題感男女で意識の差がある

- ・ 町民アンケートでは、男女の地位が「平等になっていない」と回答した人の割合は男性より女性が高い結果となりました。また、男女共同参画に関する町民意識調査では、「社会通念・しきたり」及び「政治」の2分野で7割以上が男性優遇と回答する等、男女共同参画に関する課題感に男女で意識の差が見られます。
- ・ 根深い固定的な性別的役割分担意識から、家事・育児・介護等の負担に不平等を感じながら働く女性が依然として多く、少子化の加速や困難な問題を抱える女性の増加が深刻化しています。
- ・ 大津町では、配偶者の就職、転勤に伴い町外から移住し慣れない土地で子育てをするため、勤務時間に制約のある非正規雇用となる女性が多く、男女の所得格差と離婚した場合の経済的不安につながりやすい状況にあります。
- ・ 町職員の育児休業取得率や、女性職員の管理職に占める割合は少しずつ増加していますが、女性の安定したキャリア形成や政治参画を町全体で推進するため、アンコンシャス・バイアスの是正と、子育て支援の充実や柔軟な働き方ができる環境整備等を推進し、男女共に仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）ができる社会づくりが必要です。
- ・ コロナ禍以降、DV被害が全国的に増加傾向にあります。DV被害者が相談しやすい相談機能の充実や安全確保の体制整備が求められています。また、女性相談センター等の支援機関との連携強化が課題となっています。

◆ 施策の方針

5-3-1 人権が尊重される地域づくり

- ・ 人権問題を最上位の課題として位置付け、学校、家庭、職場及び地域等が連携した、あらゆる機会を通じた人権啓発活動の推進
- ・ 部落差別解消推進法の趣旨を踏まえた学校教育及び社会教育の場での人権啓発の推進並びに町の広報誌、パンフレット及び町のホームページを通じた町民全体への周知徹底
- ・ SNS 等のインターネットによる人権侵害の防止に向けた、学校教育及び社会教育とも連携した取組の推進
- ・ 人権啓発福祉センター(隣保館及び児童館)を中心とした交流や研修会の拡充、より多様な人が参加できる活動の展開
- ・ 令和3年(2021年)に町が制定した「パートナーシップ宣誓制度」等の当事者の声を大事にした、誰もが尊重される社会の実現に向けた取組の推進
- ・ 外国人と日本人が住民として共に生きる開かれた地域社会 の実現するために向けた、お互いに多様な価値観を持ち、全ての人の人権を尊重する意識の醸成 を進める。

<目標指標>

一人一人の人権が尊重されていると感じる町民の割合

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
46.5%	60.0%

センター(隣保館・児童館)来館者数(年間)

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
15,123人	17,000人

5-3-2 男女共同参画の推進

- ・ 「第4次大津町男女共同参画推進プラン」に基づく、全ての人が性別に関わらずその個性と能力を十分に発揮できるまちづくりの推進
- ・ 根強く残る固定的性別役割分担意識や慣習を改めるための、家庭や地域、学校や職場等あらゆる場においての男女共同参画に関する正しい情報に触れ、学ぶ機会の創出
- ・ アンコンシャス・バイアスと呼ばれる無意識の偏見に対する意識改革の啓発
- ・ 町の「女性の活躍推進計画」に基づき、働く意欲を持つ全ての女性が、能力と個性を十分に発揮できるまちの実現に向けた取組
- ・ 仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた、町民と企業・団体への啓発と環境整備の推進
- ・ 町の「DV対策基本計画」に基づき、あらゆる暴力(DV)の防止に向けた啓発活動及び相談体制の整備や窓口の明確化、関連組織の連携体制の強化

<目標指標>

家庭生活において社会における男女の地位が

「平等」又は「平等になりつつある」と感じる人の割合

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
<u>62.454.1%</u>	<u>70.060.0%</u>

「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識

に同感しない人の割合

令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
76.6%	85.0%

◆ 関連する計画等

- ・ 大津町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例
- ・ 大津町人権教育・啓発基本計画(改訂版)
- ・ 熊本県部落差別の解消に関する条例
- ・ 大津町男女共同参画推進条例
- ・ 大津町男女共同参画推進プラン（DV 対策基本計画・女性の活躍推進計画）

◆ みんなの役割

町民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活の中で、相手の気持ちを思いやる行動に努めましょう ・ 多様性の尊重や男女共同参画の意義を理解し、家庭、地域、職場への浸透を図りましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権を尊重する職場づくりやハラスメントの未然防止に努めましょう ・ ワーク・ライフ・バランスの実現や男性の育児休暇取得等、性別等に関わりなく誰もが生き生きと働ける環境づくりを進めましょう ・ アンコンシャス・バイアスに関する気づきを深めましょう

◆ SDGs との連携



第 3 期大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第 1 章 第 3 期大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

1. 大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目的

周辺自治体への先端半導体企業の進出やそれに伴う大津町への関連企業の進出、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道計画の肥後大津ルート決定等の町を取り巻く情勢の変化により当面は人口の増加傾向が続くことが見込まれる一方で、令和 27 年度（2045 年度）以降は減少傾向に転換することも見込まれています。そうした中で、まち・ひと・しごと創生に向けた取り組みを強力に推進することによって、令和 27 年度（2045 年度）以降の人口減少のペースを緩和するとともに、人口減少が進行する中においても、いつまでも住み続けることのできる大津町を実現し、未来へと引き継いでいかなければなりません。

そのため、これまでの「第 1 期大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第 2 期大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取組の検証も踏まえつつ、「第 3 期大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」として、町民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができるまちの実現、まちの未来を担う個性豊かで多様なひとの確保、魅力ある多様なしごとの創出の 3 つの考え方の下、今後大津町が目指すべき目標と具体的な施策の方向性を分野横断的に提示します。

2. 大津町まち・ひと・しごと総合戦略の期間

国の総合戦略を踏まえるとともに、大津町振興総合計画との整合を図るため、令和 8 年度（2026 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までを大津町まち・ひと・しごと総合戦略の期間とし、まち・ひと・しごと創生の取組を推進します。

3. 第 7 次期大津町振興総合計画との関係

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、分野横断的な取組が多く、総合計画に位置付けられる長期スパンでのまちづくりと共通する考え方を有している特徴があります。そこで、国の方針を踏まえ、町民にとって分かりやすく、より明確な進行管理を実現するとともに、両者の策定や成果検証にかかる事務の効率化を実現することで効果的な取組の推進に注力することも目的として、第 7 次期大津町振興総合計画に統合し、一体的に取組を推進することとします。

4. 第 3 期大津町まち・ひと・しごと総合戦略のビジョン

「第 7 次大津町振興総合計画」において大津町の将来ビジョンとして掲げられる「今も未来もみんなが幸せであり続けられるまち 大津」は、町民 1 人 1 人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができるまちの実現、まちの未来を担う個性豊かで多様なひとの確保、魅力ある多様なしごとの創出の 3 つの観点からも目指すべき将来ビジョンです。そのため、「第 3 期大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも、「今も未来もみんなが幸せであり続けられるまち 大津」の実現に向けて、目指すべき目標と具体的な施策の方向性を分野横断的に提示し、取組を推進します。

第2章 取組の方向性

「第3期大津町まち・ひと・しごと総合戦略」では、町民1人1人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができるまちの実現、まちの未来を担う個性豊かで多様なひとの確保、魅力ある多様なしごとの創出の3つの観点を踏まえて、以下の5つの基本目標を掲げた上で、基本目標ごとの数値目標を設定し、効果的な施策の推進を図ります。

基本目標ごとの具体的な施策は、「第7次大津町振興総合計画」の基本施策に包含されていることから、各基本目標と基本施策との関連性は、25ページにおいて整理して掲載した上で、「第7次大津町振興総合計画」における目標指標のうち、特に基本目標と関連が深いと考えられるものを数値目標として設定することとします。

基本目標1 「おおづ」で働くを支える

大津町に住み続け、豊かな生活を実現するためには、働く環境の充実が必要不可欠です。そのため、多様な企業の誘致の推進等を始めとして農業、工業、商業の全ての分野における産業の活性化を実現し、全ての人それぞれの希望を実現し能力を発揮することのできる多様な雇用環境を整備することで、誰もが安定した雇用と魅力的なキャリアを実現し、安心してやりがいを持ちながら働き続けられるまちを目指します。

数値目標	令和4年度(2022年度)~令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)~令和11年度(2029年度)
企業新規・増設立地協定数(累計)	21件	21件

基本目標2 「おおづ」での結婚・出産・子育てを叶える

地域の活力の源泉は「人」であり、その基盤となる結婚・出産・子育てに対する支援にに取り組む必要があります。若者や子育て世帯への支援の充実や地域全体で子どもを育てる環境づくりにより、結婚の希望を叶えるとともに、希望する子どもの数を希望どおり産み育てることのできるまちを実現します。また、学校・家庭・地域が一体となって、子どもの教育環境の充実に努め、地域の未来を担う子どもたちが夢や可能性をのびのびと伸ばすことのできるまちを目指します。

数値目標	令和6年度(2024年度)	令和11年度(2029年度)
「児童福祉・子育て支援の充実」に対する満足度	58.3ポイント	71.0ポイント

基本目標 3 「おおづ」を住みやすいまちにする

大津町が住みやすいまちとなるためには、安心して豊かな生活を実現することが必要不可欠です。まずは、住みやすさの基盤として、災害の頻発化・激甚化や地域の高齢化の進展、住民ニーズの多様化等を踏まえて、いつまでも町内の希望する地域で誰もが安心・安全に暮らすことのできるまちを実現しなければなりません。その上で、本町の魅力である豊かな自然環境や文化を保全しつつ、肥後大津駅周辺のまちづくりや空港アクセス鉄道中間駅周辺の新たなエリア開発や町中心部と各地域を繋ぐ交通体系の整備等を進めることにより、調和のとれたまちの発展を実現し、いつまでも豊かに暮らすことのできるまちを目指します。

数値目標	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
買い物に不便を感じている人の割合	31.5%	28.0%
「道路網の充実」に対する満足度	36.0 ポイント	42.5 ポイント

基本目標 4 「おおづ」に新しい人のつながりを創る

将来的に本町の人口が減少局面を迎えることは避けることのできない現実として迫っていることから、新しい人のつながりを創出し、町外からも本町を応援し、本町の将来を担う個性豊かで多様な人材を増やしていく必要があります。そのため、「現代の宿場町」として、スポーツのまちやバイクのまちをはじめとした大津町の強みを活かし、より多くの人が大津町を知り、体験することができるまちを実現し、本町とのつながるきっかけを創出することで、本町との継続的かつ多様な関わり方が生まれるまちを目指します。

数値目標	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
宿泊者数	301,608 人	540,000 人
肥後おおづ観光協会 SNS 発信数/フォロワー	SNS 発信数 105 回 フォロワー数 3,037 人	SNS 発信数 120 回 フォロワー数 8,000 人

基本目標 5 「おおづ」でデジタルの力を活かす

地域の活力を維持し、生活の快適性や利便性を向上させるためには、デジタルの力を積極的に活用することが求められます。そのため、行政だけでなく、民間事業者も含めて、デジタルの力を活用した付加価値の高いサービスを創出するとともに、デジタルの力によって人の持つ能力や可能性を最大化することができるよう、幅広い取組を推進し、どの地域でも誰もが便利で快適に暮らし続けることのできるまちを目指します。

数値目標	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
行政手続きのオンライン可能件数	1836 件	6886 件
DX 関連セミナー受講者数	20 人	30 人